



友好都市中国徳陽市の子どもたち来市

定例会のあらまし

◎第2回定例会

- | | |
|-------------|---|
| 6月14日（第一日目） | 開会、会期の決定、議案説明、承認案採決〔承認可決〕、諮問採決〔適任可決〕、同意案採決〔同意可決〕、議案常任委員会付託、議案合併に関する調査特別委員会付託、議員提出議案採決〔原案可決〕 |
| 6月16日（第二日目） | 一般質問 |
| 6月17日（第三日目） | 一般質問 |
| 6月18日（第四日目） | 一般質問 |
| 6月21～24日 | 付託議案の常任委員会審査 |
| 6月25日 | 付託議案の合併に関する調査特別委員会審査 |
| 6月28日（第五日目） | 議案審議、常任委員長報告―議案採決〔原案可決〕、合併に関する調査特別委員長報告―議案採決〔原案可決〕、議員提出議案採決〔原案可決〕、閉会 |

一般質問

六月定例会では、十四名の議員が市政の諸問題について質問しました。

佐々木 靖 幸 新風 21

地球温暖化対策について

質問
温室効果ガスの大量排出により、地球温暖化が過度に進むおそれが生じている。

平成九年十二月に採択された京都議定書では、二〇〇八年から二〇一二年の間に一九九〇年と比べて約五%、日本では六%、温室効果ガスを減らすことを目標としている。日本では地球温暖化の推進に関する法律の改正を経て、平成十四年六月四日にこの議定書を締結した。

本市においては平成十五年二月に地球温暖化対策実行計画を策定しているが、平成十五年度の成果を伺う。また、各部署の点検票の提出が適正に行われ、適正な指示がされたのか伺う。

答弁：市民部長

東広島市地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を平成十五年度から五年間で、平成十一年度比六%を削減することを目標としている。また、行動指針として昼時間の消灯、時間外勤務の抑制、照明機器数の調整、冷蔵庫等の電気機器の台数削減、冷暖房設定温度の調整、ストーブなどの暖房機器の使用減、アイドリング・ストップ等の実施を掲げている。

平成十五年度は、昼時間の消灯や冷蔵庫の台数削減、ミスコピー紙などの再利用を行い、冷暖房の設定温度を冷房時二十六度、暖房時二十一度に設定した。また、昼時間の消灯への住民の理解を得るとともに、住民啓発を目的とし、庁舎内にポスターを掲示した。

点検票については、現在、各所属長において、取りまとめを行っている。平成十五年度の二酸化炭素排出量は平成十一年度比で三・五%程度増加している

紫外線対応について

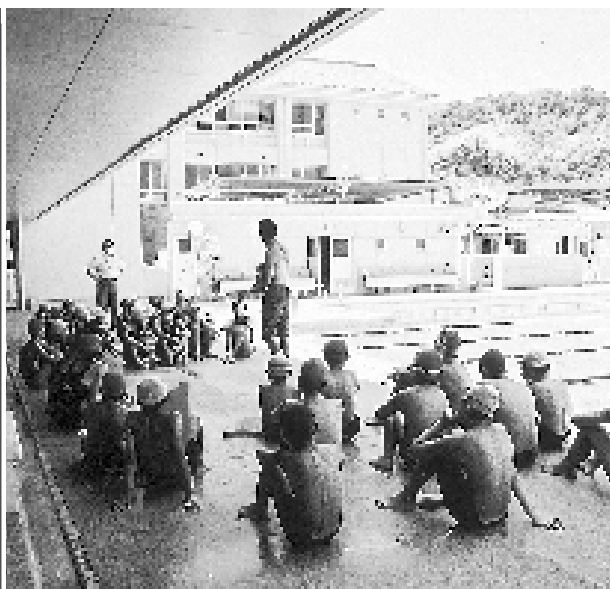
質問
紫外線は人体に悪影響を与え、生涯に浴びる紫外線の半分を十八歳までに浴びると言われている。オーストラリアやアメリカでは、テレビなどを通じて、国民に紫外線を避けることの重要性と具体的な方法を知らせ、小中学校でも紫外線を避けることの大切さを理解させている。

答弁：学校教育部長
市立幼稚園では、保護者の要望により紫外線よけの帽子の着用をしているのが現状である。現在、八本松中央幼稚園、御園宇幼稚園とも約三分の一の園児が着用している。教育委員会としては、今後保護者に対して、紫外線よけの帽子を推奨していきたい。

本市では、保育所には紫外線よけの帽子を無償で全員に配布しているが、幼稚園には対応していない。幼稚園でも保育所と同じ対策をしていただきたいと考えるが、見解を伺う。

教育委員会は、小・中学校に対して指導しているが、各学校の具体的な取り組みについて把握しているのか伺う。

る。その結果、日差しが強いときには「帽子をかぶる」「日陰に入る」などといったことが子どもたちの日常生活の中で少しづつ習慣化されてきた。今後も継続した取り組みを進めていきたい。



▲ 日陰で水泳の指導を受ける三ツ城小学校の子どもたち

一学期制について

質問
完全学校週五日制の実施や総合的な学習の時間、特色ある学校づくりなどで授業時間の確保が重要な課題となっている。

答弁
教育委員会は、一学期制を来年度から実施する方針を決定し、校長会でも了解を得ていると説明されている。現在、検討委員会で協議をしていると聞いているが、いつまで協議をされるのか。来年度実施となれば期間も限られ、各学校の作業は年間行事の見直しや、生徒・保護者への対応など大変な作業になると思われる。学校現場へは早く基本的な方針を示すべきであると考える。そこで、二学期制の導入に向けた、今後のスケジュールについて伺う。

一学期制では、始業式や終業式、定期考査を縮減することで授業時間を確保でき、また学期ごとの完結性を高め、充実した学習展開が可能になると言われている。新たな学校経営を構築できる可能性があり、学校ことに創意ある学校づくりを行うことが可能となる。そのため、二学期制の導入に取り組むべきであると考える。

答弁：教育長

本市では、平成十四年度に策定した「学校教育レベルアッププラン・東広島」の中で、二期制導入の検討を取り上げた。先進地の事例や視察などを通して研究を行っており、現在、平成十七年度導入を目的に具体的な検討をしている。

二期制を導入するねらいは、子どもや学校にとって時間的・精神的なゆとりを生み出し、より質の高い教育を実施することにある。二期制では、基礎基本の学力の定着、生徒指導の充実、学校行事の充実を図ることができ、新教育課程のねらいであるゆとりの中で生きる力という取り組みが一層充実するものと考えている。

本市にとって望ましい二期制のあり方について具体的に協議するため、本年五月に学校関係者、PTA代表、地域代表を構成員とする二期制検討委員会を立ち上げた。それぞれの立場の意見を聞くとともに、研究部会を設置して、本市ならではの効果的な教育課程や評価のモ

デル案を作成している。今後、このモデル案ができた際、検討委員会の協議を経て、夏期休業中の教職員研修会などで提示し、意見交換などを行う中で、来年度実施に向けて共通理解を図っていく。また、その教職員研修会には、合併関係五町の小・中学校の教職員にも参加を呼びかけていきたい。

また、保護者や地域に対しては、各地域に向き、二期制の趣旨や具体的な取り組みについての説明会を開いたり、ホームページや教育情報誌などを活用して、二期制への理解を図っていきたい。

併せて、各学校では、具体的な実施計画を立てるとともに、保護者説明会を開いて、通知表や学校行事などの変更について具体的に説明を行う。

今後、二期制導入スケジュールに基づき、着実に実施していきたい。

その他の質問

○合併問題について

○家庭ゴミの有料化について

石井康隆

新 政 会

黒瀬川の水質について

質問

単独公共下水道の整備は、黒瀬川下流にある黒瀬町や呉市の住民には将来高度処理を実施することで合意を得て始めている。そのため、水質については環境基準を守る義務があると考

査七地点のうち、五地点で環境基準を上回っている。このことに対する見解を伺う。また、公共下水道が整備されれば、環境基準を達成することができるのか、できない場合には高度処理を行うこともあり得るのか伺う。



クワイを利用した水質浄化の実験に取り組む寺西小学校の子どもたち

水質浄化は、下水処理区域外の地区における浄化槽の普及や家庭で使う洗剤、油の処理などが大きく影響する。寺西女性の環境に優しい洗剤を使う運動や寺西小学校の水質浄化実験など、各地区で水質浄化に取り組んでいるが、市はどのような指導をしているのか伺う。

また、今年度予算に計上されている環境教育等支援事業「環境講座宅配便」の内容を伺う。また、広島県が設置した黒瀬川流域づくり協議会のメンバー構成やワークショップに参加する団体数を伺う。

黒瀬川は、呉市の水道水源である。上流に住む者の責務として、また豊かな自然を残すために、環境基準達成に向け全力を挙げなければならないと考えている。そのため、引き続き公共

答 弁：市民部長

黒瀬川は、呉市の水道水源である。上流に住む者の責務として、また豊かな自然を残すために、環境基準達成に向け全力を挙げなければならないと考えている。そのため、引き続き公共

下水道整備や浄化槽設置などとともに、生活雑排水を直接河川に流さないように市民啓発を図っていく。

黒瀬川水系の水質向上のためには、計画処理区域の公共下水道整備を早期に完成させる必要があると考えている。また今後、広島県が見直す予定の流域別下水道整備総合計画で示される数値によっては、高度処理を検討する場合もあり、その動向を見守っていきたい。

各地域での取り組みに対して、市では、河川の水質浄化のための講座を開催し、水質分析を行うCODバックテストなどの資料提供や指導者の派遣依頼などの形で協力をしている。環境教育等支援「環境講座宅配便」は、生涯学習まちづくり出前講座とは窓口を異にするが、内容はほぼ同一のものである。河川水質の現状や水質汚濁

学生アパートメント

質問

広島大学の移転当初は学生下宿が不足し、市街化調整区域における開発を許可するため、昭和五十八年広島大学の学生下宿に係る開発又は建築に関する基準が施行された。その後、平成四年には、学生下宿設置補助金制度が創設され、供給力は大幅に伸びた。しかしながら、平成六年には供給過剰となり、この基準は廃止された。この間に建築された市街化調整区域内の指定下宿数、現在の指定下宿数及び空室数をどのように把握しているのか伺う。

「流域・水・未来協議会」は、望ましい流域像や取り組み方針などの基本構想を策定するために設置された。県及び流域自治

体は、適切な情報提供を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行っていく。この組織は、大学関係者などの専門家四名、事業者四名、住民代表三名の委員で構成されている。また、環境保全等の実践活動団体が交流し、議論する場である「流域ワークショップ」へは、現在十四団体が参加する予定で、本市からは寺西女性会ほか八団体が参加することとなっている。

関する条例が定められ、市街化調整区域内の開発及び基準が緩和された。他用途への転用について、この基準に基づくことのような取り扱いになるのか伺う。また、この条例の規制緩和区域外でも、指定下宿の他用途への転用について、経営者の意向に沿うべきだと思いませんか。市街化調整区域の指定は、市街化となる宅地造成や建築物の建築を規制することが目的である。他用途への建て替えは、新しく建築物が増えることにはならないと思うがどうか。

答 弁：都市部長

広島大学等の学生下宿の開発や建築について、市街化調整区域で特別に許可した件数は、三九八件で、部屋数は九、五六五室である。なお、平成六年以降は、建築確認申請により、建築される棟数や供給部屋数を毎年統計的に把握している。また、平成十三年に東広島商工会議所

が実施した実態調査によると、単身用アパートは一三三七棟、一六、五八六室あり、空室数は一、一一八室、空室率は六・七四％であった。

広島大学からの要望書を受け、市としては学生下宿の用途変更等について、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の制定項目とあわせて検討をしていただくよう、広島県に対し要望した。

その結果、平成十四年に広島県開発審査会提案基準が改正され、所有者変更に伴う建て替え等が認められることになった。さらに新条例の施行により、一定の条件の下、共同住宅などへの用途変更等も認められることになった。

広島エルピーダメモリ株式会社の工場拡張について

質問

広島エルピーダメモリ株式会社は日本の半導体の生産拠点となりつつある。現在、広島エルピーダメモリは、第二工場の建設を進めている。また、次なる第三工場の建設計画もかなり具体的になっているとのことである。そこで、第三工場増設用地確保のための申し込み状況と市や県の取り組みについて伺う。今後、広島エルピーダメモリの工場が大々的に拡張する計画があるとすれば、一大団地の計画をすべきだと考える。寺家の団子山開発で、広島エルピーダメモリを核とした、また広島大学附属校や私立学校、賀茂高校

しかしながら、新条例の対象区域外における学生下宿については、広島県は用途変更等を認めていないのが現状である。学生下宿の建築は、市街化を促進するものではないとして特別に許可対象としたものである。学生下宿だけを用途変更の対象とすることは他の物件との公平性を欠くので、慎重に対応していく必要があると考えている。なお、新条例の対象区域外でも用途変更が可能なケースがあり、相談などには個別に対応したいと考えている。

学生下宿の問題については、広島大学や広島県など関係機関と協議をしながら、引き続き検討していきたい。

答弁：市長

広島エルピーダメモリ株式会社は、第二工場の建設に着手されており、引き続き生産体制拡充の方針を打ち出されている。詳細な工場等施設設計計画については、現時点で保有されていないが、吉川工業団地の現在の敷地と同規模か一回り大きな規模を想定している。適地の選定は、

井原 修

中心市街地の整備状況について

質問

西条駅前土地区画整理事業も最終段階に入った。西条中央巡回線やプールボール、酒蔵地区等を含めて、西条駅前地区を東広島市の顔となる中心市街地として整備していく必要があるが、現在までの整備状況と今後の方針について伺う。

答弁：都市部長

西条駅前土地区画整理事業は、駅前地区約七・六ヘクタールの区域において、学園都市の玄関口にふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを目的として、平成十七年度の完成を目指して事業を進めている。平成十五年度末時点で、約六・二ヘクタールの整備が完了し、進捗率は事業費ベースで約八三％となっている。

井原 修

その他の質問

条駅から広島大学までの全線開通に向けて四車線化を進めており、平成十七年度末には駅前広場と共に完成する予定である。酒蔵地区及び中央通り沿いの区域については、平成十四年度にそれぞれまちづくり協議会を設立し、中心市街地の活性化を目指したまちづくり計画の検討を進めている。酒蔵地区については、昨年七月、「おもてなし」「まちなみ」「にぎわい」「すみやすさ」という四つの将来ビジョンを定め、その実現のため三十の整備メニューを盛り込んだまちづくり計画の素案を取りまとめた。今後、都市景観形成の目標や公共施設の景観の形成方針等を早期に取りまとめるとともに、公共施設の具体的な整備計画を固め、地元の合意形成を図りながら、本年度の事業着手に向けて取り組んでいく。中

も、事業主体や宅地の需要見込みなど、整理をしなければならぬ課題が多くある。今後、社会経済情勢の推移を見守るとともに、寺家新駅設置に向けた動きや駅周辺のまちづくりの状況を踏まえながら、団子山開発の土地利用計画や事業主体、整備手法等について慎重に検討する必要があると考えている。

井原 修

子育て支援のあり方について



▲ 建設中の(仮称)岡町駐車場

央通り沿いの区域については、本年三月、「人が心地よく生活し活動できる、街なかにぎわい拠点」をまちづくりの将来像に掲げた。買物客や外来者が安心かつ快適に自由に回遊できる魅力ある買物通りとするため、西条中央巡回線から北側区間を南向き一方通行、南側区間を双向通行として整備する案を取りまとめている。今後、早期に具体的な整備計画を取りま

め、地元の合意形成を図りながら、本年度の事業着手に向けて取り組んでいく。また(仮称)岡町駐車場についても本年十月の供用開始を目指して整備を進めている。

質問

①今定例会に提案されている乳幼児医療費支給条例の改正案は、通院の支給対象年齢を六歳児まで引き上げる反面、一人一回当たり五百円の自己負担金を求める内容となっている。

答弁：市長

本市の乳幼児医療費助成制度の対象年齢は、現在、通院が二

どもにかかると医療費の無料化を図っていく必要がある。仮に自己負担金を導入するとしても、対象年齢を拡大する受給者に限定すべきであると考えているが見解を伺う。

歳児まで、入院については本年一月から拡大して就学前までとなっている。通院についても、十月から県の制度改正に合わせて就学前まで引き上げる改正案を今定例会に提案している。乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を図るため、受給対象者の範囲を拡大するとともに、一か月につき通院四日、入院十四日の上限日数を設けて一医療機関一回五百円の自己負担金を導入するものである。

この制度改正により現在の受給対象者については新たな負担が生じることになるが、市の負担額も一般財源で二千八百万円程度の増額となる見込みである。したがって、乳幼児医療費助成制度全体では財政支援を強化するものであり、安定的に持続可能な助成制度とするためには、一部自己負担金の導入はやむを得ないものと考えている。

この制度改正により現在の受給対象者については新たな負担が生じることになるが、市の負担額も一般財源で二千八百万円程度の増額となる見込みである。したがって、乳幼児医療費助成制度全体では財政支援を強化するものであり、安定的に持続可能な助成制度とするためには、一部自己負担金の導入はやむを得ないものと考えている。

質問

②人口が急増している中心市街地では、保育所の収容能力が不足し、また吉土実保育所、西条保育所は市内で最も老朽化が進んでいる。加えて西条保育所、西条東保育所には送迎用の駐車場もない。保育所の機能を十分に果たせてないので、早急に整備をするべきだと思うが、現状

の認識と今後の整備方針を伺う。

答弁：福祉部長

西条市街地において、マンシヨンの建設が相次ぎ、幼児人口の増加が顕著である。

私立保育所においては、昨年度新設及び増築を行い定員増となったが、今年度は既に定員を超えている。公立保育所においては、現在のところ希望の保育所に入所できていないが、当面は周辺部の保育所も含めて、定員増で対応する必要があると考えている。

西条保育所では、路上駐車をして送迎しているのが現状である。そのため、今年四月から朝の混雑時に交通誘導員を配置している。保護者にも交通ルールを守っていただくようお願いしている。今後も駐車場のない保育所については、民間駐車場の確保等を視野に入れ、入所児童の安全確保に最善を尽くしていきたい。

保育所の定員超過と駐車場不足を抜本的に解決するには、全面的な施設整備が必要となる。特に中心部の公立保育所二施設は老朽化が進んでおり、民営化や市街地の都市整備計画との整合を図りながら、西条北部の保育所整備計画を早期に検討したい。

人口急増区域(学校区)の対応について

質問

西条中心部において人口が急増している。西条小学校、三ツ

城小学校、寺西小学校の各学校区の児童数、そしてこれら三つの学校区を通学区とする西条

中学校の生徒数の増加が非常に顕著となっている。一方で、高美が丘小学校の児童数は、減少傾向にある。三年前の一般質問において、児童・生徒数が急増する地域と急減する地域がある中で、抜本的に対処するために、学区制度の見直しが必要であると認識していると答弁されているが、その後の検討状況について伺いたい。すべての小・中学校の間で連携を持たざるを得ないと思うが、抜本的な対策をどのように考えているのか。

また、西条中学校については、平成十八年度に教室が不足することを把握しながら、プレハブ対応とするのか、増築するのか、未だに決定されていない。増築には相当の年数を要することを考えると、早急に対応すべきであると思うがどうか。

答弁：教育長

西条地区は、マンシヨン建設に伴い、児童・生徒が年々増加しており、住民基本台帳に基づいた推計からも増加傾向が続くことが予想される。西条小学校では平成十五年度にプレハブの

小松晴義

翔風会

合併後の財政運営について

質問

政府は骨太の方針第四弾を取りまとめた。その内容は三位一体改革を推進し、おおむね三兆円規模の税源移譲を目指すとともに、地方に補助金改革案の取りまとめを求めるものである。

仮設教室を設置し、三ツ城小学校でも平成二十一年度、西条中学校では平成十八年度に教室が不足してくと見込んでいる。一方で、平成十年度をピークに減少傾向にある高美が丘小学校をはじめ、減少傾向にある学校もある。

本市としては、現在、小規模特認校制度を始め、通学距離が指定された学校よりも近い隣接校に入学できる制度や、指定中学校に希望する部活動が設置されていない場合に他校に入学できる制度など、学区外通学条件の緩和を段階的に進めている。地域差の解消、過密校対策として、小・中学校の適正配置を考慮した全学的な学校区の見直しが必要であると認識している。そのため、新年度において中・長期的な学校施設の整備計画を検討し、複合学区や西条中学校の分離の問題も併せて検討していきたい。

その他の質問
○学校給食のセンター化について
○二期制制について

着手する本市は、極めて厳しい財政運営を強いられると考える。地方の活性化にとつて極めて重要な財源である地方交付税の確保が課題であるが、どのような見直しを持っているのか伺う。また、地方自治体は地方分権を担うために合併に取り組む。地方の意見を十分に考慮した三位一体改革の検討がされるよう、さらなる働きかけも必要ではないかと考えるがどうか。

新市建設計画に掲げた事業については、財政状況の変化や事業実施の周辺環境、事業の熟度などを考えて実施する必要があるが、予算化に当たっての基本姿勢を伺いたい。

答弁：市長

経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四では、平成十八年度までの三位一体改革の全体像を平成十六年秋に明らかにするとされている。国庫補助負担金の削減内容や地方交付税の見直しの具体的中身については、今後秋に向けて検討が進められていくと考えている。地方交付税の見直しについて

虐待等の被害の未然防止対策について

質問

①親から子への虐待が深刻な問題になっている。虐待から子どもを守るためには、早期発見と素早い対応が重要であり、子どもを地域全体で育てる意識を高める必要があると思うがどうか。

は、この基本方針で地域に必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うことなどが示されている。地方分権を担う新市のまちづくりのために見込んでいる地方交付税はその趣旨から確保されると考えている。

今後地方は厳しい財政運営を余儀なくされ、引き続き行財政の効率化を図っていく必要がある。国と地方の役割を対等な立場で分担し、その分担に応じた財源の手当てがされるよう、今後も提案活動や全国市長会などを通じて国への働きかけを行ってきたい。

合併後の予算編成は、新市建設計画を着実に推進できるように行うことが基本であると考えている。個別の事業については、事業計画の熟度等を考慮するとともに、財政の健全性を損なわないように、三位一体改革をはじめとする社会経済情勢に留意し、合併に係る国、県の財政支援を最大限活用したい。また、行財政の効率化と市税などの財源確保にも努めて、新市のまちづくりに取り組んでいきたい。

本市の人権教育及び人権啓発推進基本計画では、人権に関する啓発活動を推進し、関係機関相互の連携を強化することになっている。そこで、本市の虐待の状況とその解決に向けた取り組み状況を伺う。

答弁：福祉部長

虐待に関する本市の状況は、平成十五年度では、延べ百五十六件の虐待相談のうち、延べ十一人に児童相談所への一時保護入所を、九人に施設入所を、二十七人に電話や家庭訪問等の保護者への継続的なフォローをしている。平成十六年度は、五月末現在で延べ十一件の通告と虐待相談を受けている。

問題解決に向けて、講演会や研修会を開催し、人権に関する啓発活動を行っていく。また、関係機関相互の連携を強化し、児童虐待の早期発見や早期予防などのきめ細やかな対策を講じるため、児童虐待防止協議会設置の準備をしている。地域と関係機関が虐待防止について迅速に連携できる体制整備と啓発活動を行い、児童の安全を図りたい。

質問

②長崎県佐世保市で起きた小学校六年生児童による同級生殺害事件では、社会全体が命の重さに鈍感になっていないと感じる。命の教育には、まず大人社会のひずみを自覚して課題と向き合うことが大事だと思うがどうか。

また、日ごろから学校や地域と連携して、少年非行の早期発見に努めることが重要だと思われる。事件防止に有効な対策をつくっているのか伺う。心の教育とともに、命の教育を行う必要があると考えるがどうか。インターネットでのやりとりが事件を引き起こした可能性が

あり、思春期前期の未成熟な人間関係を考えさせられる。子どもたちが問題を共に解決していく関係をつくっていくことが重要課題だと思うがどうか。また、インターネットの使用はどの程度許されているのか。あわせて携帯電話の所持状況や今後の指導方法を伺う。

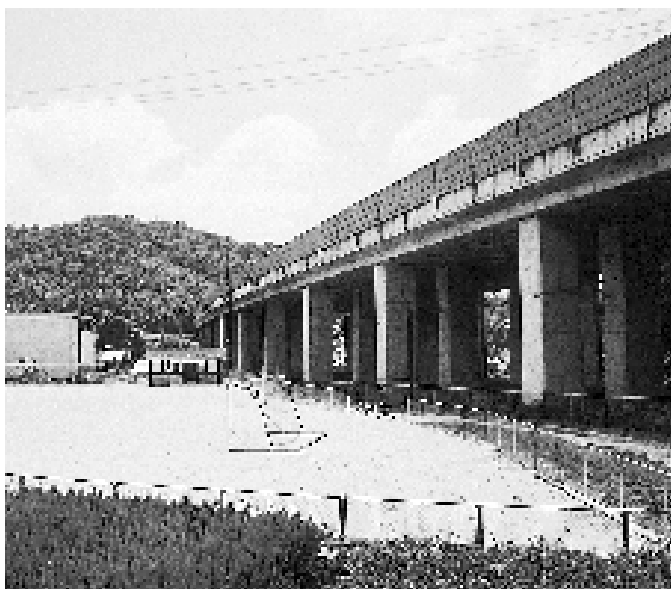
答弁：教育長

今回の事件は、大人社会に対して、「子ども」と正面から向き合い、心の不安や悩みに向き合える身近な大人の必要性、「今日の情報化社会の中で命の尊さ、重さを教えていくことの大切さ」を訴えている。

情報化社会の中では、基本的な生活の場である学級での教育活動を一層重視する必要がある。学級で培われる人間関係を仮想世界に負けない豊かなものにしていく必要がある。そのため、学級の状況や仲間づくりについて、教師が定期的に自己点検、自己評価などを実施して取り組んでいる。また、学校外でも地域社会の中で豊かな体験や異なる年齢の仲間との交流などの機会を充実していきたい。

自分用の携帯電話を持っている割合は、小学校で一％、中学校で一五％である。また、九割以上の子どもたちが携帯電話を使用した経験がある。インターネットやチャットの使用については、特に規制していないのが実情である。情報の接し方やマナーについてはいつもと違う場面に出会ったときや不安を感じたときは必

駐車場設置について



▲ 正力多目的広場

ず教師や保護者に相談すること、人を傷つける言葉を使用しないことなど、具体的に指導している。また、保護者へ適切な情報を提供し、家庭内での協力を積極的に求めていくことが大切と考えている。一学期末を目標にインターネットや携帯電話使用に関する啓発資料を配布するこ

とにしている。また、「わが家のケータイルール」の募集や犯罪防止教室の積極的な実施などに取り組むこととしている。今後とも命の大切さについて、学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みを強化し、子どもたちの心と体の健全な育成につなげていきたい。

質問

正力地区にコミュニティ広場が建設され、広く周辺地域の遊びの場、憩いの場として活用されており、今後、夏祭りや地域の交流会などのイベントが計画されている。しかしながら、駐車スペースが全く不便を感じてい

広場に近い山陽道の高架下は、橋脚などを補強すれば日本道路公団から貸与が可能となることである。しかしながら、三千六百平方メートルの広場の維持管理には相当な費用が必要になる。周辺の多くの人が利用することを勘案し、駐車場の設置をお願いする。

答弁：市民部長

コミュニティ広場を市が設置した例はなく、地元で広場を整備する場合には五十万円を限度に助成を行うことで地域コミュニティの推進を図っている。

正力多目的広場は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業採択を受け、地元と協議をし、グラウンドの造成とトイレ、フェンスの整備を行った。限られた事業費のため、駐車については広場の有効利用を図っていただくことにしている。

地域性の強いコミュニティ施設

石原 賢治

市民クラブ

介護保険制度について

質問

初年度三兆六千億円だった介護給付費は、今年度、六兆一億円が見込まれている。こうした中、給付抑制と財政安定を柱とする介護保険制度の抜本的改革に向けた議論が本格化している。焦点は、介護保険と障害者福祉の統合及び介護保険料の徴収対象年齢の引き下げである。

両制度は、理念も財源も、そしてサービス内容も大きく異なる。財政問題を優先させることなく、議論を十分深め、より良い制度へ改善していくことが重要であると考え、厚生労働省の考え方を含め、市は保険者としてどのように考えているのか。

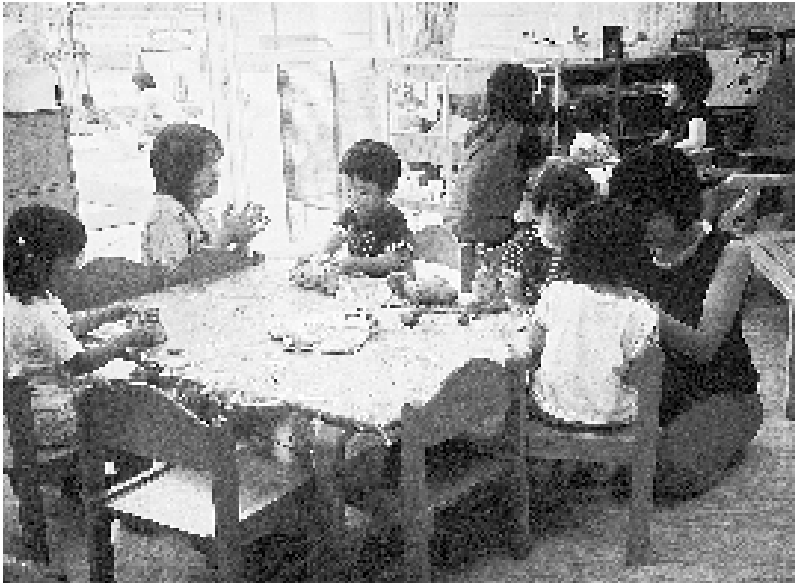
介護保険制度を悪用し、事業者が不正を行う事例が全国的に後を絶たない。これまでに十分

設は利用範囲が限定されるため、駐車場は地元で確保していただいているのが現状である。他地域とのバランスを勘案すると、高架下を市費で整備することは困難である。防衛施設局としても、国土交通省が行った事業に対して補助はできないとのことである。

したがって、地元が整備して維持管理を行うことができれば、日本道路公団の占用許可の調整等可能な協力はしていきたい。

答弁：市長

介護保険制度と障害者施策の統合については、長期の維持が可能な制度とするため慎重に議論をし、介護保険被保険者の年齢拡大についても、新たな負担が伴うので十分な検討が必要である。市としては、地方の実態や問題点を国に提言していくことが当面の重要な責務であると考えており、財源問題のみにとらわれることなく、障害者と高齢者に対する総合的支援体制を



▲ 東広島サムエル保育園の子育て支援センター

次世代育成支援行動計画について

構築していくよう意見を述べていく。
不適正なサービス提供や介護給付費の受給に対しては、厳然たる姿勢で取り組む必要があると認識している。本市では、介護支援専門員に対する研修を行うとともに、事業者に対しても説明会を実施し、適正サービスの提供を指導している。また、県と連携を取り、事業者に対し

①次世代育成支援行動計画を策定し、具体的な目標値を設定

て個別に改善指導、助言を行っている。さらに、保険者である市町村に県と同程度の調査権限を付与し、県と一層連携する仕組みを確立するよう国に要望している。個々のサービスの審査については、今年度から新たに国保連合会が提供する介護給付費適正化システムを活用し、不適正な介護給付費の受給を阻止している。

した少子化対策を検討していく上で、子どもと家庭に対する支援施策を確立していくことが重

要であると考えられる。
まず、行動計画策定のため設置される地域協議会の委員構成については、行政機関や学識経験者等に偏ることなく、労働者、若者、様々な立場の保護者等の意見が反映されるよう、また男女の割合についても考慮すべきと考えられる。
園庭開放については、人数制限している保育所もあると聞く。未就園児とその保護者が保育所に集まって、遊ぶ楽しさを体験し、交流できる場として重要であると考えるが、事業内容、回数などを含めて再考していただきたい。
子育て支援センターでは、保護者の情報交換や育児相談などが行われ、ニーズも年々増えている。本市では、私立保育園のみに設置されているが、公立保育所においても設置すべきではないか。
子育てサークルは、公民館などで手遊びや絵本の読み聞かせなど育児情報の提供を行っている。本市では、保育士、主婦、学生などのボランティアグループが支援されているが、ニーズが高く、待機が生じている。こうした支援活動を公立保育所の活動に位置づけ、市独自の派遣制度を設けてはどうか。

答 弁：福祉部長

地域協議会の委員は、保護者、子育てサークル、事業主、労働者、医師、警察など多方面から推薦を受けて選任している。一般公募委員一名も予定している。委員二十三名の構成は、男

性十二名、女性十一名となつて
いる。
園庭開放は、保育所ごとに年三回実施しているが、現在まで人数制限をしたことはない。保育士の知識、経験、技術を活用し、子育ての不安感の解消を支援する重要な事業と位置づけているので、実施回数等を含め充実に努めていく。
現在六か所の私立保育所に子育て支援センターを併設しているが、国庫補助金の対象が私立保育所を優先していることが要因である。公立保育所では、園庭開放、一時保育や日々の子育て相談を通じ、子育て支援センターの役割を果たしている。今後も公立・私立保育所の特性を活かしながら、多様な子育てニーズに柔軟に対応できる保育体制を整備していきたい。
子育てサークルは、子育ての孤立化を防止し、不安や負担感を解消することを目的に活動されている。今後も多くの子育てサークルに御支援をいただきたい。保育所においても、孤立している親のニーズを把握し、出前講座等の活用も含め、外向いて支援していく必要があると考えている。

質 問

②放課後児童健全育成事業は、年末年始と盆は閉所となるが、保護者は必ずしも休みとは限らない。閉所の日数を縮小してはどうか。また、土曜日も就労している家庭が多くなっている。地域や保護者も一緒に育成していくことを前提に、土曜日

の開所を検討すべきであると考えられる。
本市では三年生までの児童を対象としているが、国は四年生以上の児童を積極的に受け入れる方針を示した。本市においても待機児童を解消するとともに行動計画に具体的に明記し、対応していただきたい。
答 弁：教育次長兼生涯学習部長
いきいき子どもクラブの開設日について、年末年始と盆は人の動きが多く、必要性は低いものと考えている。土曜日は、地

学校給食について

質 問

学校給食の教育的目的を達成するために、効率的運営を最優先するのではなく、将来の日本を担う子どもたちを育てていくという食教育の観点に立つて運営すべきである。本市においては、ミニセンター化計画を見直して、大規模給食センターに集約する構想が報告されている。これまでの議論を整理し、コスト面だけではないあらゆる視点から比較した資料を提示し、その優位性を明確に示していただきたい。また、食教育については、学校や家庭、地域との連携の中で充実していくことが重要であると考えているが、見解を伺う。

学校給食について、合併協定書には「合併後に検討する」と明記しているが、これとの関係はどう考えているのか。幅広い市民の意見を取り入れ、再検討

域の公民館などで実施している「来てみていろいろ体験講座」等へ積極的に参加していただきたい。
待機児童の解消については、利用希望者が増加する傾向もあるため、計画的に施設の拡充を図っていく。また今年度、モデル事業として実施する子どもの居場所づくり推進事業により、四年生以上の児童にも対応していきたい。行動計画への明記については、福祉部と連携を取って検討していく。

答 弁：学校教育部長

大規模センターの優位性については、一点目として早期にドラインシステム対応の調理場を整備し、すべての子どもたちに安全な給食を提供することができることにある。ミニセンター化に比べ、約十年間早く整備することが可能となる。二点目として用地取得費、建設費、運営費など財政効率の一層の向上が期待できることにある。
食教育については、教科学習、特別活動等を通じて、学級担任を中心に、学校栄養職員も指導に当たっている。調理場の見学、農業体験学習など食に関する指導は、単独校、ミニセンター、大規模センターであつても変わるものではない。
また、合併後、速やかに新市

中 曾 義 孝 新 風 21

都市計画法の改正に伴う 新たな課題について

全域のドライシステム化が実現できるよう、現段階から合併関係町も考慮した計画を検討していく必要がある。保護者に対し

ては、計画がまとまった段階で、地域に向いて説明していきたい。

質問

平成十五年四月、都市計画法の改正に伴い、広島県開発行為等の許可の基準に関する条例が施行された。市街化調整区域内でも市街化区域からの距離や道路幅員など一定の条件の下、住宅やアパート等の建築が可能となり、開発が進められている。

宅地が市街化区域に比べて安価で固定資産税も少額のため、今後市街化区域内の開発が抑制されると思うが、線引きの見直し時期と手法を含め見解を伺う。

また、市街化調整区域においても、公共下水道管が布設された市街化区域との境界道路に面した宅地では、都市計画税を支払うことなく、一定容量の下水を流すことが可能となっている。税の公平性の観点から、目的税の趣旨に反していると思うがどうか。

答 弁：都市部長

市街化区域は無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を促進する区域で、道路、公園、下水道等の都市基盤を計画的かつ効率的に整備している。一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域で、市街化区

域間を連絡する道路等、必要最小限の都市施設を整備する区域である。

市街化調整区域における開発行為等の規制緩和は、地域の実情によって、計画的に良好な開発行為や無秩序に発展するおそれがない開発行為、既存コミュニティの維持等を勘案し、必要が認められる開発行為の許可が可能となったもので、区域区分の基本理念が損なわれるものではない。また、公共投資による積極的な市街地形成と連動したものではなく、必ずしも市街化区域内の開発抑制にはつながらないと判断している。本年五月の広島県都市計画区域マスタープランの策定を受けて、本年度都市計画区域区分の見直しに着手する予定としている。市街化区域と連続して市街地が形成されるなど市街化区域に編入できる要件を満たせば、区域区分の見直し時に市街化区域に編入すべきであると考えている。

なお、都市計画区域内の道路、公園、下水道等の都市計画事業に要する費用に充てる都市計画税は、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し賦課している。市街化調整区域においては、

都市計画事業等を積極的に進めるものではないため、賦課することはできない。

また、本市では公共下水道管渠の流下能力及び終末処理場の処理能力の範囲内で、管渠を布設している道路に面した土地のみ区域外流入を認めている。費

一学期制の導入について

質問

二学期制について、平成十七年度の導入に向けて検討されているが、その目的を明確に示していただきたい。現場の教師の理解を十分に得るとともに、メリットとデメリットを保護者や児童・生徒に説明する必要があると思うが、今後の取り組みについて伺う。

また、習熟度別少人数指導のクラス分けに当たって、どのような点に配慮しているのか。通知表の絶対評価は信頼性に懸念があるがどのように指導しているのか。三学期制では学期末ごとに成績評価の確認や反省を含め学習意欲を高めることが可能だが、学力指導面での支障はな

用負担については、事業認可区域では市が設置する公共施設を個人負担とするともに、受益者負担金相当額を事業協力金として接続前に一括納付していただくなど、応分の負担を求めている。

いか。通知表を三か年の学力評価をまとめた内容に改め、学力向上の指導につなげている先進地事例があるが見解を伺う。

答 弁：教育長

二学期制の導入は、子どもや学校の時間的・精神的なゆとりを生む。より質の高い教育の実現に向けて、平成十四年度から実施された新教育課程のねらいである「ゆとりの中で生きる力」という取り組みを一層充実させるものと考えている。学校週五日制による生活リズムの中で、学校教育と生涯学習の接続を図り、学校教育の質的な転換を図る契機となるものである。教職員には意識改革が最も重要



教育情報誌「学びのトライアングル」

であり、二学期制の趣旨をしっかりと認識するよう長期的に研修を行っていく。また、保護者や児童・生徒に対しても計画的に説明をしていく。

習熟度別少人数指導は一人一人の習熟度に応じてクラス分けを行うもので、市内全中学校で実施している。小学校でも取り組みが始まっている。子ども自身がクラスを選択して学習することにより、個に応じた学びを実現し、学力の定着を図っている。また、広島県の公立高校では、平成十七年度入試から中学

八本松駅前土地区画 整理事業について

質問

①八本松駅前土地区画整理事業の研究協議会が結成され四年目を迎えるが、土地所有者の情熱、研究協議会における課題をどう。区画整理事業の施行区域を変更することで減歩率や事業計画に支障が生じてくると思うが、今後の取り組みについて伺う。

また、区画整理事業の分譲地を効率的に販売するためにも、八本松橋上駅前広場から区画整理地区に直接出入りできるように構想できないか。

答 弁：助 役

平成十三年三月、八本松駅前地区土地区画整理事業研究協議会が発足し、自分たちのまちづくりは自ら行うという考えのもと、毎月一回程度の協議会を開催している。平成十五年一月に、

校が提出する調査書を、絶対評価から個人の到達度を評価する絶対評価へ変更される。児童・生徒一人一人が身につけるべき力を明らかにするとともに、保護者会等が具体的な評価方法を示して、信頼性が得られるよう取り組んでいる。また、通知表には確認、反省、目標設定など学習意欲を高める効果がある。三か年分をまとめた通知表は、評価を積み重ね指導に活かせる点で大変参考になるもので、三か年の期間が適切かどうかを含め研究していく。

施行区域面積二五・七ヘクタール、減歩率約四九％の事業計画の見直し案を取りまとめ、二月に地元説明会を開催したところ、反対等の意見はなかった。これを受け、現在、施行区域等を確定するため、公図と現況に違いがある住宅団地等との調整等を行っている。おおむねの施行区域の見直し案が整理でき次第、地元説明会を開催し、地権者等の意見を聞くこととしている。今後とも研究協議会を中心に、事業の効果が最大限発揮できるように資金計画、減歩率等を含めた事業計画の検討を行っている。今後、平成十八年度に都市計画決定の変更を行い、平成十九年度には仮換地指定を行い、工事に着手していきたい。

八本松駅前広場は土地区画整理事業区域外のため、駅前広場との総合的な整備計画は立案し

てないが、主要地方道馬木八本
松線の四車線化及び国道四八六
号線の拡幅計画に合わせて歩道
橋の架け換えを行い、八本松駅
と土地区画整理地区を一体化さ
せる計画としている。

質問

②八本松小学校は、児童数が
増加し、屋外運動場・屋内運動
場共に非常に狭く、運動会、入
学式等の学校行事にも支障が生
じている。そのため、隣接する
八本松駅前土地区画整理事業の
対象区域とし、その中で学校用

門田 啓

日本共産党

合併について

質問

一市五町の合併については、
合併協定書への調印が済まされ、
今定例会に合併関連議案が
提案されている。しかしながら、
今回の市町村合併は政府の地方
財政削減方針により進められて
いる。本市では合併に対する市
民の意思を確認することなく、
住民自治をないがしろにして
いる。何度も要求してきたが、
調印を白紙に戻し、住民投票で
合併の是非を問うよう求める。

合併に関する情報について、
特に合併後の年度別の通常の交
付税額と特別債に係る交付税額
を公開しない理由を問うとも
に、議会への提出を求める。ま
た、合併後十六年目以降、地方
交付税はいくら減額になるのか
問う。

また、合併にはスケールメ

地を確保する必要があると考
えるが見解を問う。

答弁：学校教育部長

八本松小学校は、二十八クラ
ス、八百九十四人と児童数が大
幅に増加し、昨年度仮設四教室
を設置したことなどから、屋外
運動場が非常に狭くなっている。
拡張用地については、八本
松駅前土地区画整理事業の保留
地を確保する以外に方策がなく、
早急に関係部局と調整を
図っていききたい。

議会で審議・決定の上で合併協
議に臨んできた。それゆえ、合
併協定調印を白紙に戻すことは
五町との信義に反する行為であ
り、住民投票により合併の是非
を問うことは考えていない。

答弁：市長

合併は、諸条件を総合的に勘
案して、選挙された議員の判断
により決定されるべきであると
考えている。一方の市町村の住
民投票によって実現するもので
はない。合併に係る協議・調整
に当たって、一市五町とも住民
説明会等での意見を踏まえ、各

可能となる。新たな資源を活用
し、農村地域の振興にもつな
がる農業施策を展開していき
たい。

答弁：企画部長

平成十五年度の地方交付税の
一市五町の合計額は約百十七億
二千万円である。十六年後の平
成三十二年度の地方交付税額
は、現在推計をしていないが、
合併算定替えが終わる関係上、
平成三十一年度の地方交付税見
込額百二十一億円に比べてマイ
ナス約四億円になると見込んで
いる。

合併によるスケールメリット
としては、多様で個性のある行
政施策の展開、専門的かつ高度
なサービスの提供、行財政の効
率化、地域の一体的な活性化な
どが図られると考えている。ま
た、地方交付税については合併
特例法による財政的支援が受け
られるメリットがある。

学校給食について
(センター化など)

質問

学校給食のミニセンター化が
見直されているが、児童・生徒
への教育的配慮が全くされて
いない。安芸郡府中町では、学
校給食を自校方式で行うこと
によって、食材に配慮すると
ともに、給食委員会が校長や教頭、

給食主任、栄養職員が献立の検
討や意見交換を行っている。ま
た、教科指導と連携をし、給食
指導に活かしている。本市で検
討を進めている大規模センター
では、このような工夫や食教育
ができず、画一化した給食とな
るのではないかと問うがどう

か。また、アレルギー体質の子
どもへの対応、各小・中学校へ
の学校栄養職員の配置人数、自
校方式に対する教育委員会の評
価を問う。

答弁：学校教育部長

学校給食の献立については、
毎月開催する献立委員会にお
いて、学校栄養職員が多様な食品
を取り入れ、栄養バランスがと
れ、また季節の行事食、地域の
伝統的料理、旬の野菜を使った
料理等を盛り込んだ献立を立て
ている。したがって、大規模給
食センターでも、多彩な献立に
よる給食の提供ができると考え
ている。

学級活動、教科学習等で学級担
任や教科担任が中心となつて行
うとともに、学校栄養職員も指
導に当たっている。

答弁：栄養士

アレルギー体質の子どもに対
しては、西条学校給食センター
では、主治医の指示書をもとに
保護者と学校栄養職員が連携を
取っており、今後とも可能な範
囲で対応していききたい。

自校方式に対する文部科学省
の見解や評価は出されていない
が、昭和六十年と平成十五年七
月に出了された通知では、学校給
食の質の低下を招くことのない
よう配慮しつつ、実情に応じて
パートタイム職員の活用、共同



▲ 栄養士と給食調理員による食教育

一学期制について

調理場方式、民間委託等の方式により、人件費等の適正化を図る必要があると述べている。本市では、今後もこの通知に沿った方向で推進をしていきたい。栄養教諭制度は、子どもたちに望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるために、食

に関する専門性に加え、教育に関する資質を身につけた者が指導する制度である。平成十七年度の創設を目指した取り組みが進められているが、教諭の配置や免許等の具体的な内容はまだ示されていない。

質問

学校運営は、児童・生徒を中心に考え、教職員、保護者、地域の理解と納得の得られるより良い方法の選択が求められる。また、無理なく民主的に進めていく必要がある。

本市では、小・中学校で平成十七年度から二学期制を実施する方針としているが、二学期制と通年制との比較検討をされたのか伺う。

二学期制の導入は、大きな変化をもたらす。検討委員会での検討や、各学校の理解や準備、保護者や地域の理解には、時間が必要であると考え、具体的なスケジュールを伺いたい。長期休暇は子どもが日ごろ学校で経験できないことや家族との交わりを行う大事なときだが、二学期制ではそれをどのように活用しようと考えているのか伺う。

答弁：教育長

新教育課程のねらいを達成するために、三学期制と二学期制のどちらが望ましいかを検討してきた。現在は二学期制検討委員会研究部会で、通知表につい

て検討している。年二回の通知表を出すことを基本にしているので、途中の評価がない通年制については検討していない。

二学期制導入については、平成十四年度に先進事例の収集や視察研修、校長会への提案・協議を行った。平成十五年年度には、教育委員、校長会、教育委員会事務局が各立場の課題を持って視察研修を行い、年度末には検討準備委員会を開催した。こうした準備を経て、今年度、検討委員会と部会を設置し、具体的な検討をしている。教職員には、夏季休暇中の研修会などで共通認識を図り、その後、各学校で具体的な学校行事や学習計画などを作成していく。保護者や地域には、九月以降、教育委員会や学校が説明会を開催して理解を図っていく。

長期休暇は、二学期制では学期の途中にあるため、子どもが課題意識を持って取り組んだ体験学習や問題解決的な学習の成果を前期の評価として加えることができる。そのため、長期休暇を学びを連続させるためのよい期間としてとらえている。

小川宏子 公明党

人権問題について (性同一性障害)

質問

性同一性障害者は、心と体の性が異なるために、日常生活での様々な問題や法的な問題に苦しんでいる。最近、少しずつ社会的に認知されつつあるが、未だ誤解や無理解が存在する。そこで、性同一性障害者の問題や人権をどのように認識しているのか伺う。

慣例的に性別を問われることが多いが、性同一性障害者や性別適合手術を受けた者にとつては、プライバシーの侵害に当たる。そこで、本市で様式を定めた申請書類等は何種類あり、そのうち性別の記載が必要なものは何種類あるのか伺う。

性同一性障害者の人権を守るため、市が発行する公文書の性別記載をなくすべきではないかと思うがどうか。

行政機関でも外見上と公文書上の性別が異なることで本人であることを疑われ、不快な対応を受けることがある。特に、人権や教育にかかわる専門家、市の職員等を対象に性同一性障害や人権について研修を行い、理解を深めていただきたいと思いますか。

選挙の投票の際、公衆の面前で本人確認を迫られた上に身分証明書を返りに帰らされた人もいます。選挙事務従事者には精神的な苦痛を与えないような研

修、指導をすべきだと思いがどうか。

答弁：助役

性同一性障害は社会的に認知されつつあるが、性同一性障害者が日常生活の中で様々な不便を強いられ、不快な思いをしたりする状況があることは認識している。そのため、新たな人権問題の一つとしてとらえ、性同一性障害に対する理解を促進し、差別や偏見を受けることなく社会生活を送ることができるよう、取り組みを進めていく必要があると考えている。

市で様式を定めている申請書類等の公文書で直接市民に関するものは千二百件余りあり、このうち性別欄のあるものは約一割である。今後とも申請書等に個人情報の記載欄の必要性を見直し、必要性が低い場合は削除していきたい。

本市では、市民や地域団体、職員等に対して、様々な人権問題に関する研修を実施している。性同一性障害などの新たな人権問題には、専門的な知識を要するため、関係機関等と十分協議の上、研修の実施について検討していきたい。

投票所では、公職選挙法に基づき本人確認をする必要がある。入場券や名簿の記載内容と本人を見比べて、性別や年齢的

に一致するかどうかを確認している。本人確認の際は、プライバシー保護に十分留意するよう今後とも投票事務説明会等で事務従事者に指導していきたい。また入場券の様式については、今後性別表記の削減に向けて検討を進めていきたい。



▲ 人権研修

がん予防・早期発見について (前立腺がん・子宮がん・乳がん)

質問

前立腺がんによる死亡者は、二〇一五年には二〇〇〇年の二倍以上になると推測されている。しかし、他のがんと比べ検診によって発見される率が高く、また進行が遅いため早期の状態で見えてくる可能性が高い。前立腺がんを発見するPSA検査は血液検査で、合併する福富町と河内町では集団健診の中で実施されている。本市でも、集団健診の検査項目にPSA検査を追加すべきだと考えるがどうか。

乳がんで、年間一万人が命を

落としている。乳がんの発見は視触診だけでは難しく、乳房エックス線撮影検査機・マンモグラフィの普及が課題となっている。本市でも、マンモグラフィによる検診を早く導入していきたいと願うが、考えを伺う。

また、若い女性の子宮頸がんは、この十五年間で三倍に増えており、二十歳代から検診を受けることが大事だと言われている。本市では、三十歳以上から子宮がん検診を受けられるが、年齢制限を引き下げる考えはないか伺う。

答弁：福祉部長

前立腺がん検査は、少量の血液検査で簡易にがんの傾向を判断できるもので、この検査を行っている自治体もある。本市でも、医師会の全面的な支援により、こうした検査法を紹介する相談会が開催された経緯もある。検査項目に前立腺がん検査を加えることについては、自治体負担のあり方や電算処理などの体制等、課題を整理しながら引き続き検討をしていきたい。

マンモグラフィを導入した乳房検査は、五十歳以上では死亡率減少効果があるとする十分な根拠があり、四十歳代では死亡率減少効果があるとする相当

次世代育成支援について

質問

①出生率の低下が予想を上回る早さで進み、地域における子育て支援の推進、NPOや企業との協働などを盛り込む次世代育成支援地域行動計画が重要となる。子育てには、行政や企業による父親の子育て支援、子育ての悩みを相談できる場所、子育て支援者への助言や励ましを行うネットワークづくり、ファミリーサポートセンター事業が必要だと言われている。

の根拠があると厚生労働省から報告された。これを受けて、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部が改正された。市の検診内容については、この指針に沿った方向で外部の物理的な条件整備も考慮しながら検討し、医師会等とも協議をしていきたい。

また、子宮がん検診の対象年齢の引き下げについても、実施に向けて併せて検討を行っている。

がん予防は緊急の課題であり、食事のあり方等、日常生活の中で一次予防を進めることはもとより、保健事業の中でさらに取り組んでいきたい。

答弁：福祉部長

次世代育成支援対策推進法が制定され、次世代育成支援のための地域行動計画の策定が義務づけられた。これを受けて昨年度、子育て支援に関する実態調査を行った。就学前児童・小学校児童を対象にした調査では七千三百八十五人を、未成年者については七百五十人を、若者については七百四十六人を対象に調査した。また、妊婦等を対象に面接調査を行った。回収率が六〇％を超えるなど、多くの方に協力をいただいている。

現在、この実態調査の取りまとめと五年後のニーズ量の推計をしている。今後このニーズ量を参考に、財政状況や政策的判断を加味しつつ目標値を設定し、今年度策定する地域行動計画へ盛り込んでいく予定である。

また、計画策定段階から市民の意見を幅広く反映させるため、地域協議会を設置し、現在委員の委嘱作業を進めている。地域協議会では一般公募を含めて二十三人の委員の意見を聞き、社会全体で取り組んでいく次世代育成支援のあり方を明らかにし、実効性のある計画づくりに努めていきたい。

答弁：学校教育部長

本市で多胎児を出産される方は年平均で十人程度である。市立幼稚園の平成十六年度の入園状況は、八本松中央幼稚園、御園宇幼稚園とも一組ずつの入園希望があり、二組とも入園をされている。なお、この三年間に多胎児が入園できなかったケースはない。入園希望者が定員を超えたときは、公平性や透明性を勘案して、公開抽選により決定している。多胎児を一組とする入園決定については、他の保護者の理解を図りながら今後検討していきたい。

質問

②多胎児を出産すると経済的な負担が多く大変である。本市では、多胎児を出産される人が年平均で何人ぐらいいるのか。多胎児が別々の幼稚園に通園することのないよう、入園を決定する際、多胎児を一組とする

考えはないか伺う。

山下 守

平成 会

青少年センターについて

質問

現在、西高屋地区には、近畿大学附属中学・高等学校、高美が丘小学校、同中学校、高屋西小学校、高屋中学校、そして今年四月に開校した県立広島中学・高等学校と、八つの小・中・高等学校がある。児童・生徒数も六千名を超え、学園地域へとすさまじい勢いで変貌している。

昨年末、この西高屋地区にある高屋福祉センターを改修して、現行の福祉センター機能と移動公民館機能に加えて、二階部分を青少年センターとする複合施設として整備する方針が示された。

その他の質問

中山 平

中高一貫校等に伴う西高屋駅及び周辺整備について

質問

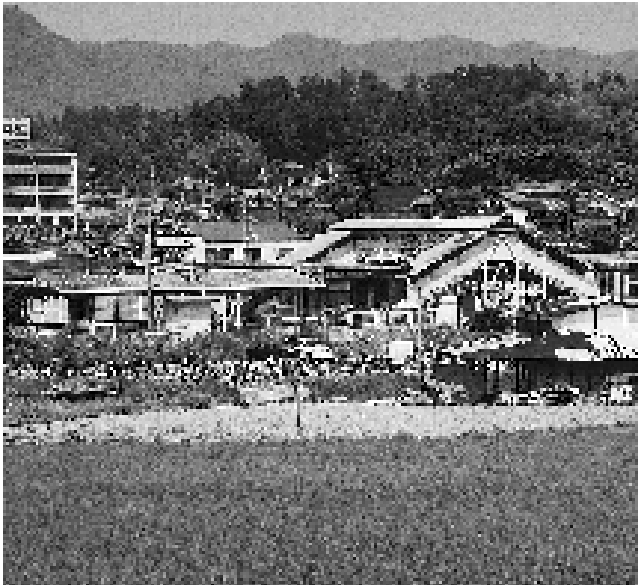
県立広島中学・高等学校が今年四月に開校した。現在、西高屋駅の改札口や駅前広場は、近大附属と県立広島中学・高等学校の生徒で通学時には大変混雑している。県立広島中学・高等学校の生徒は現在一学年だけだが、二年後には全学年がそろうようになるかと不安になる。

また、国は東広島呉道路を予定より五年短縮して完成することを目指しており、山陽自動車道とのジャンクションの完成も平成二十一年度を目指して工事を進めていると聞いている。こ

来、県立広島中学・高等学校の開校を間近に控えた中、地元のPTAや青少年育成団体から、その設置について強い要望を受けた。また、教育委員会としても、西高屋地区の学校に通う青少年の増加が事実なことから、その必要性については強く認識していた。そのため、早期かつ確実に実現可能な方法として、高屋福祉センターの改修による複合化の考えを議会に表明し、その後の地元要望等を契機に、実施のための具体案も提示した。

こうしたことを受けて、教育委員会では、この四月以降の西高屋地区全体の状況について情報収集に努める一方で、単独設置に向けても民間施設や公共事業などの情報収集や実際の打診等も試みたところである。しかしながら、結果的には現在までのところ、提示した案以外に具体的な変化は生じていないのが実情である。

今後は、西高屋地区の青少年の居場所や行動パターンに関する実態調査を行う中で、高屋福祉センター改修計画の再検討や、民間施設利用などの単独設置の可能性も視野に入れて取り組んでいくことにしている。



▲ 南側から望む西高屋駅

川の改修ができないと駅の整備に着手することは困難であるとの見解を示されたが、いつごろを目途に予定しているのか、県の見解も含めて伺う。西高屋駅を南北通路としての機能をもつ橋上駅とする計画だが、自動車も横断できる道路を検討していただきたい。

現在、南北を横断する道路としては白鳥橋を渡る道路があるが、通学時間帯には高屋中学校や高屋西小学校の児童・生徒、通勤者、自動車でかなり渋滞をしている。この渋滞をなくす方法について、検討されていることがあれば伺いたい。

また、東広島本郷忠海線の歩道整備について、特に駅から県立広島中学・高等学校までの通学路になる区間の完成はいつごろになるのか、また、ふるさと

団地までの区間はいつごろ完成するのか伺う。

答弁：助役

東広島本郷忠海線の歩道整備については、広島県において、西高屋駅前広場からふるさと団地までの約一・一キロメートルの区間について、平成十二年度から整備を進めている。現在、通学路に当たる県立広島中学・高等学校入り口までの約三百六十メートルの区間について、重点的に整備が進められており、このうち杵原川から東の区間の用地取得率は、用地補償費ベースで約五五％となっている。今後引き続き用地取得を先行的に進め、取得した箇所から随時工事に着手していく予定であると聞いている。

また、JR山陽本線の杵原踏切の交差点に右折レーンを約三十メートル設置する計画とされており、踏切を横断する車両による交通渋滞の緩和に効果が上がるものと考えている。市としても、東広島本郷忠海線の歩道整備の早期完了に向け、広島県に対し要望するとともに協力を行っていく。

二級河川入野川の整備については、下流から溝口川合流部付近までの区間は既に工事が完了している。溝口川合流部付近から上流の白鳥橋までの約一・五キロメートルの区間については、平成十一年度から用地取得を進めており、現在面積ベースで約九五％の取得率となっている。河川管理者である広島県では、今年度秋には、上流に向け約百メートルの区間の工事に着手する予定としている。今後残りの用地取得を進めるとともに、順次下流から整備を進めていく計画としている。白鳥橋までの区間については、現在の事業費ベースで試算すると、平成二十年代前半の完成が見込める状況であると聞いている。

西高屋駅周辺においては、これまで東広島ニュータウンの建設や近畿大学及び同附属中学・高等学校の開校、さらには県立広島中学・高等学校が今年四月に開校するなど、様々な事業が展開されている。こうした状況の中で、西高屋駅の整備については、駅利用者の利便性の向上と駅舎のバリアフリー化を図るため、さらには文教地区にふさわしい市街地への誘導や都市機能の強化を図るため、駅舎や南側駅前広場、南北自由通路などの整備を実施する予定としている。

しかしながら、これら駅舎及び駅周辺の一体的な整備については、入野川の河川改修やこれに伴うアクセス道路の拡幅が必要であることに加え、地元財産区の土地利用の問題などがあり、短期的には整備が難しい状況である。

鈴木利宏

市民フォーラム

教育行政について

質問

①本市では、二〇〇五年四月から市内の全公立小・中学校で二期制を導入する検討をしている。このことについて多くの

議員が質問をしているが、これは保護者や多くの市民の関心の高さと情報不足による不安の表れだと考える。本市では、本年五月に検討委

員会を立ち上げ、二期制の導入について検討を始めたばかりである。保護者の理解と協力が得られないと導入するのは難しいという学校の意見も聞く。来年度からの実施は現場の混乱を招き無理があると考える。来年度の実施にこだわら理由を伺う。

二期制を導入している近畿大学附属中学校や県立広島中学校には、本市の児童が多く進学している。小学校での性急な改革は避けるべきだと思う。

二期制を導入している自治体では、保護者や地域、教職員に資料を提示し、数年をかけて検討をされており、モデル校で試行、検証した上で、全市的に実施している。なぜ本市は段階的に行わないのか伺う。

答弁：教育長

二期制の導入については、平成十五年度に検討準備委員会を開催し、その協議内容を市のホームページに掲載し、情報提供をしている。また、本年度設置した二期制検討委員会では、学校関係者、PTA代表、地域代表などが構成員となり、モデル案づくりや実施計画などにその意見が活かされるよう努めている。

二期制の概要については、七月配布予定の教育委員会の情報誌「学びのトライアングル」に掲載し、保護者の理解を図っていく予定である。また、九月以降に説明会を開催したり、教育情報誌やホームページなどで

二期制導入の趣旨やメリットなどについて具体的に説明し、保護者の理解を図っていく。

モデル校での実施後、全市的に導入した市もあるが、モデル校を指定しないで全市一斉導入した市もある。全市一斉導入を図った市の準備期間は約一年間で、本市の導入スケジュールと余り変わりがない。

新教育課程のねらいを一層充実したものにすため、平成十七年度導入を目途に、導入スケジュールに沿って具体的な検討を進めていきたい。

再質問等

他市において短い準備期間で二期制を導入してきたからといって、本市でもできるわけではない。

本市の学校レベルアッププランでは、「特色ある学校づくりを進め、保護者の七〇％が認知をするような学校内容にするよう取り組む」とある。二期制の導入に当たっては、十分時間をかけて保護者や地域に説明をし、理解や協力が得られることが必要である。九月に説明会を実施するのでは遅過ぎると考える。ホームページには、「二期制について市政意見交換会の中で説明していく」と掲載されており、七月の市政意見交換会で説明をする責任があると思うがどうか。

や地域が教育委員会に対して不信感を持たないように取り組んでいきたい。

答 弁：教育長

本市では、平成十四年度に策定した学校教育レベルアッププランに二期制の検討を盛り込んでいる。準備委員会や検討委員会は、様々な情報収集や研究を行った上で立ち上げている。昨年度の準備委員会の段階では、市政意見交換会で説明しようと考え、その旨をホームページに掲載した。しかしながら、夏季休暇中に関係者の共通理解を図って、その後九月以降に地域に向いて説明をしていくこととなった。

質 問

②昨年十二月に学校給食ミニセンター化構想を見直して、大規模センター化するという中間まとめが提示された。その理由として、合併への対応、急激な児童・生徒の増加への対応、単独調理場施設の老朽化への対応、財政効率の追求、安全性の確保を挙げている。

説明する責任があると思うがどうか。

答 弁：学校教育部長

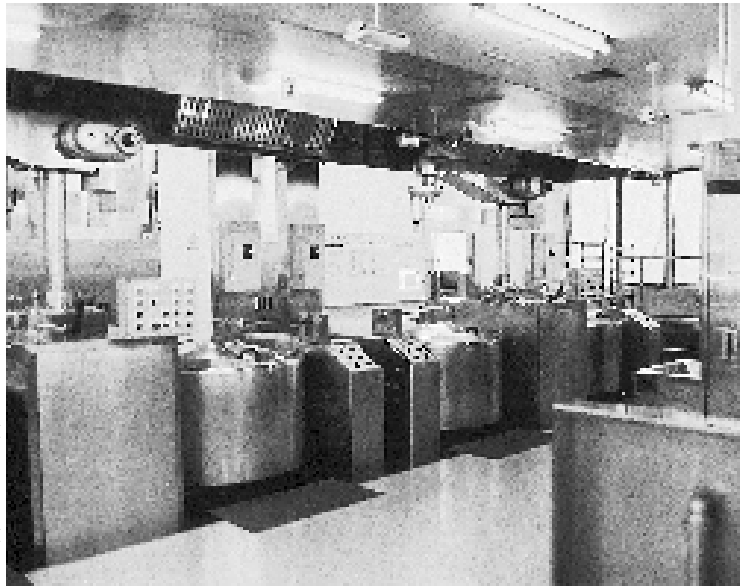
ミニセンター化計画を見直す理由は、①全学的な調理場のドライ化は平成二十八年度に完了する計画となっており、安全衛生上、一刻も早くドライ化する必要があるため。②市内中心部における児童・生徒の増加に伴い、西条学校給食センターにおいて食数が調理能力を超える見込みであり、平成十九年度までに新センターの開設が必要となるため。③市町村合併を踏まえた対応が必要になってきたため。④より効率的な学校給食の運営が求められるためである。

以上のことから給食センターの大規模化が必要と判断した。

なお、平成十一年に策定したミニセンター化計画については、当時としては最適な計画であったと考えている。したがって、衛生管理体制の確立や運営コストの削減という当計画の基本的な考え方は今後も受け継ぐこととしている。

再質問等

給食センターについては、文教厚生委員会の中で、広く委員会や議会、また保護者の意見を聞いて検討していくと答弁をされている。また、ホームページには、「給食を通して食育を行うとともに、あらゆる場面を通じて保護者への啓発を行いたい。学校給食センター化については、多方面からの意見をいただく中、最終まとめを行い、セ



▲ ドライシステム化されている西条学校給食センターの調理場

ンター化を進めたい」と掲載されている。

そのため、教育委員会として中間まとめをもとに早急に保護者や議会に資料を提示し、納得できる説明を行っていただきたい。

また、市内六か所のミニセンターと大規模センターでは、内容が全く異なる。大規模センターでの事故の危険性を勘案してミニセンター化する方針になったのだと思う。センター化構想には違いがないという説明には納得できない。再度見解を聞きたい。

急激な生徒増や合併への対応は、ミニセンター化構想の中で西条第二学校給食センターの規模を二千食から四千食にすれば可能である。また、志和地区の生徒減についても八本松学校給食センターの改修によって対応できる。大規模センターにこだわることなく検討をお願いする。

答 弁：教育長

学校給食センター化については、ミニセンター化構想に則って進めてきたが、やむを得ない幾つかの要件が出てきたので、方向転換をせざるを得ない状況がある。今後、まとめができた第、議会に示していく。また、保護者や地域にも理解をいただき、大規模センター化を進めていきたい。

答 弁：学校教育部長
昨年十二月、文教厚生委員会にミニセンター化の基本的な考え方を受け継いだ見直し案を中間まとめとして報告し、多くの意見を伺った。それを受け、今年六月の文教厚生委員会に経過報告をしている。今後、用地の選定等の計画がまとまった段階

で、最終的な報告を議会にしていきたい。その後、地域に向き、保護者に説明をしていきたい。

奥戸 政行 公明党

使用されていない商品・軽自動車にかかる税について

質 問

軽自動車税の賦課基準日である四月一日に、下取り等で販売業者の在庫となっている軽自動車の税金は、販売業者が負担している。これに対して、本年二月、広島県中古車販売商工組合及び中古車販売協会から課税免除を求め陳情があったと聞く。

因となっている。重量税、自賠責保険料が二重払いとなる可能性もある。

そこで、本市でも課税免除すべきと考えるがいかがか。

答 弁：総務部長

東広島市税条例では、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さないことになっている。しかし、登録されている軽自動車については、運行可能であるため、商品であって使用しない軽自動車には該当しないと考えている。

したがって、本市では、ナンバープレートのついた登録車両については、軽自動車税を賦課している。

なお、全国の約五十市が課税免除を実施しているが、県内で実施している市はない。課税免除を実施している市の内容、県内各市の動向及び未使用の確認等の調査方法など、検討事項もあるので、今しばらく時間をいただきたいと思います。

(仮称)新文化センターについて



▲ 中央公民館

質問
深刻な財政難に直面した国や地方自治体が大幅な支出削減を迫られている一方で、年金・健康保険などの市民負担が増加している。そのため、税金の使途とその成果、特に公共事業に厳しい視線が集中している。
そこで、地域社会の特性や地域住民のニーズを取り入れ、できるだけ少ない経費で、大きな価値や成果を生み出せる公共事業・公共サービスの仕組みや手法を導入する動きが出てきた。
財政がひっ迫しても、必要な公共サービスを市民や住民に提供し続ける責任がある。その多くは、採算性がとれないものであるが、民間の事業運営方式を導入し、より少ない予算で済む方法を選択していただきたい。

新市建設計画で多くの公共事業が予定されているが、合併後の市政運営において、常に追求し続けていただくよう強く要望する。
文化センターの整備計画が、新市建設計画に盛り込まれている。合併後の人口は十七万五千人になるが、新市にふさわしい文化センターが是非必要である。
そこで、文化センター建設計画について、建設場所、大ホールの収容規模、その他コンベンションホール、外国人が表敬されたときの迎賓館、レストランなどの複合施設にするかどうかなど、考えをお聞きしたい。
また、駐車場整備についても考えも示してもらいたい。

答弁：市長
現在、市民の学習施設として幅広く利用されている中央公民館は、昭和四十九年に建設された。老朽化が著しく、今後、施設の改修や耐震改修などに多額の経費が見込まれている。
市民会館は、市民が集い、行事やイベントなどに参加するとともに、生涯学習や文化活動を展開するまちづくりの拠点として大きな期待が寄せられている。平成十二年度に実施したま

東広島医療センターのドクターヘリポートについて

ちづくり基礎調査でも、市民会館の設置を求める意見が最も高かった。
これらを踏まえ、十七万都市東広島市の将来にとつて、千五百人から二千人程度の収容規模のホールを備える文化会館を建設する必要性は高いと判断し、新市建設計画に盛り込んだ。
建設予定地は、現庁舎の位置を考えているが、駐車場をはじめ詳細については、今後十分に検討したいと考えている。

質問

医師、看護師が同乗して救急現場に急行し、搬送段階から患者に対する救命医療を行うドクターヘリが各地で活躍している。現在までに、岡山、静岡、千葉等七県で導入されている。半径五十キロの範囲は十五分以内で急行し、突発性の心筋梗塞や脳卒中などの救出に大きな効果を発揮している。千葉県では、平成十三年十月からの一年間で計二百九十九人を搬送し、推定で死者が半分程度に減少したと見られている。
欧米では既に広く普及しており、ドイツでは高速自動車道での事故による犠牲者が大幅に減少した。スイスでは全国十七か所に配備され、十五分以内に全域に到着できる体制が整っている。
日本では、一九九九年と二〇〇〇年度に厚生労働省が神奈川県東海大学救命救急センター

質問

等で試験的に導入した。四百八十二例を分析した結果、死亡例が約三〇%から一九%に、障害が残る例が約一五%から九%にそれぞれ減少した。逆に、障害が残らず、完全に社会復帰する例が約三%から四九%へ大幅に増え、効果が明らかになった。
これらを踏まえ、厚生労働省は、平成十三年度にドクターヘリ導入推進事業を創設し、事業費の二分の一を助成している。
そこで、救命率の向上に向け、本市の東広島医療センターにドクターヘリポートをつくったかどうか。広島空港に常駐する防災ヘリに医師を同乗させて救急現場に向かわせ、救急現場から医療センターに患者を搬送することができれば、ドクターヘリの実施主体である県に早期導入に向けた働きかけをしたいが、考えを伺いたい。

答弁：福祉部長

全国では、消防ヘリ二十八機、防災ヘリ四十一機が導入されている。広島県では、二機の消防・防災ヘリコプターの出動に関する通信指令窓口を一本化し、県内全域をカバーする体制が整えられており、近年出動件数も飛躍的に増加している。
ドクターヘリ導入推進事業は、全国の救命救急センターにドクターヘリを配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図ることを目的としている。要件は、救命救急センター隣接のヘリポートの確保や搭乗する医師、看護師等の確保などである。財政負担を伴うため、既存の消防・防災ヘリコプターを活用し、医師を現場に派遣するシステムを付加することで、救命率、社会復帰率の向上を図れると考える。
ヘリコプターに医師が同乗し

た救急件数は、平成十五年中に、本市で九件発生し、うち八件は呉市の中国労災病院に搬送した。同病院では、医師が同乗した百四十七の事例のうち五十六件が、通常の救急自動車等の搬送であれば死亡あるいは病状悪化した可能性が高かったと分析されている。
こうした状況を踏まえ、県では、今年度、高度救急医療が必要な重篤患者を対象として、消防・防災ヘリをドクターヘリとして使用した場合の有効性の検証と問題点を把握する試行事業を行い、来年度からの本格実施を目指している。

高木 昭夫 平成 会

東広島市における農業農村の課題と対策について

質問

全国の中山間地域では、集落崩壊の危機にある。集落をどう維持していくかが、大きな課題となっている。
方法としては水田の維持が一番の近道であるが、大きな労働力や資金が必要となる。そのため、我々の地域では集落農地型農業生産法人を立ち上げた。地域の農地を一つの法人に集積し、法人が農業を行う。農家は

草刈りや水管理等を行い、飯米を購入するというものである。試算では、七反の農業で年間二十万円以上の赤字だが、法人に預けると十万円の黒字となる。
県内では五十九法人が既に設立されている。本市内では五法人が設立されており、さらに一人法人が立ち上がろうとしている。各法人では創意工夫を重ね、特徴ある法人経営を行っている。中山間地域の集落維持に有



▲ 農事組合法人 ファーム・ウチの農作業

効な手段であると思うが、農林水産省は、法人化を重点施策として取り上げてない。本市では、十分な支援体制がとられており評価しているが、この取り組みをさらに全国各地に広げていただきたい。

中山間地域の持つ多面的機能を維持するため、国は、平成十七年度に中山間地域等直接支払制度を創設した。使途は集落の多面的機能を維持するためなら何でもよく、非常に大きな成果が上がっている。

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地が増加している中山間地域等において、農業生

産の維持を通じて多面的機能を確保するために制度化されたものである。適用要件は、特定農山村法等の指定地域、勾配条件、農用地区域の指定等となっている。

平成十二年度の制度開始時に六集落が取り組まれた。現在、十八集落、約二百三十ヘクタールの農地が交付対象で、計四十八百万円の交付金が支給されている。各地域では、集落協定に

少子化への取り組みについて

質問

東志和小学校では、児童数が今年百名を切り、一年生は九名となった。合計特殊出生率一・二九と少子化が非常に進行している。解消には二つの取り組みが必要だと思う。一つは国民の意識改革。種の保存、子孫繁栄という義務と責任を果たすことを国民全体が考える必要がある。もう一点は、子育て支援。子どもを社会全体で健やかに育てていく必要がある。福祉先進国の北欧諸国では、児童手当を日本の三十倍から百数十倍も支給している。

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地が増加している中山間地域等において、農業生

基づき、農道や水路の維持管理、草刈り等耕作放棄地の防止、景觀作物による環境美化等、様々な活動に取り組みされている。また集落農場型農業生産法人の設立に際しても、この交付金の一部が利用されている。

今後は、中山間地域等直接支払制度の継続と、集落農場型農業生産法人への農地集積に対する支援制度を新設していただくよう国に要望していく。

報道によると、庄原市では同様の改正案を取り下げ、廿日市市は無料化継続の方針を示した。そこで、県内他市の取り組み状況について何う。

乳幼児医療費助成制度は、疾病の早期発見、早期治療と健やかな育成を図り、少子化対策の一環として極めて重要な施策であると考えている。

答弁：福祉部長

本市では、安定的で持続可能な制度とするため、県制度に合わせて受益と負担の関係を見直し、一医療機関一回五百円の自己負担金を導入することとしている。現在の受給者には新たな負担が生じるが、通院の対象年齢の拡大により受給者が二倍強となり助成医療費も膨らむことから、一部負担金の導入はやむを得ないものと考えている。

担金の導入を行わない。福山市と呉市は一部負担金の導入を県制度に合わせるが、入院の対象年齢をさらに拡大する予定である。広島市では一部負担金を一部減額すると聞いている。また、庄原市では実施を先送りすると報道されている。

子育て支援策として、医療費の助成も含めた乳幼児の健康の確保、増進が重要であると認識している。これ以外にも、地域

合併問題について

質問

五月に合併協定調印式が行われた。一市五町で新しい東広島市が誕生する。編入合併のため基本的には本市の制度に合わせることもなるが、今後個別の問題について、最終的な細かい調整作業が行われる。調整に当たっては、現在の東広島市民に迷惑がかかったり、不公平が生じるのではないよう協議をしていただきたいと思うが、基本認識を伺いたい。

答弁：助役

合併協定の調印を踏まえ、本定例会において、廃置分合など合併関係四議案を提案した。議決を受けて、合併に向けた具体的な調整や整理がいよいよ本格

における子育て支援、教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、仕事と子育ての両立支援、子どもたちの安全の確保、児童虐待防止対策等々、様々な施策を総合的に実施することが重要であると考えている。医療費の助成については、今後、本年度中に策定する次世代育成支援行動計画の中で十分検討していきたい。



赤木達男

自発的で活力ある市民参画の市政と職員の間わりについて

ない案件や課題が生じた場合は、幹事会で協議・調整を図ることとしている。特に市民生活に影響を及ぼす案件や新市の組織機構などは首長会議において協議・調整を図っていく。

本市への編入合併のため、基本的には本市の行政制度や事務事業に合わせる事となる。そのため、計画を見直す予定の介

質問

行政、市民、地域の役割を互いに認識をしながらまちづくりを進めていくことが問われている。また、自治体は人づくりだと言われる。自治体は、市民の持っている能力を引き出し、つないでいくコーディネーターの役割を果たすべきであると考えられる。しかしながら、市民のパワーを引き出して有効に活かしているとは言いがたい。

市は、「市民一人一学習一スポーツ一ボランティア」という、市民が各地域の構成員としての役割を自覚しながら、まちづくりを進めていくキャッチフレーズを掲げている。その中で、ボランティアやNPO、様々な市民が力を発揮していくためには、市職員の能力を率先して活用することが重要ではないかと思う。

そこで、ボランティア活動等を職員が自発的に支援する活動について、どのように考えてい

市民フォーラム

護保険事業や大字廃止に伴う諸手続等はあるが、原則として余り大きな変更は生じないと考えている。

圏域の将来や新市の住民負担等を総合的に勘案しながら、互いが新しいまちづくりをしていくという立場で、長期的視野の下に、細部にわたる調整を図りたい。

質問

まちづくりにおいては、ますます複雑多岐にわたる政策課題への取り組みと、市民と行政の役割の変化に対応した新しい形の市民参加が提唱されている。行政主導の市民参加から、市民主体の市民参画への移行が求められている。

そうした中、一つの方策として、市民の自主的な活動を促進していくための支援体制づくりは重要なものと考えている。そのため、職員が市民の自発的な活動のサポート役や誘導役として、専門的知識や技能、経験等を活かしていくことは、市民と協働のまちづくりを推進していく上でも、また職員が住民の視点に立つ幅広い見識と発想等を身につけていくためにも大変意義があると考えている。

本年度から、市では生涯学習によるまちづくりを推進するた

児童・生徒の安全対策について

質問

児童・生徒にかかわる事件や事故が多発している。従来の安全対策では、子どもの行動を制限することに重きが置かれていたように思う。

しかしながら、いじめや誘拐、

虐待、性的暴力などの危険から身を守るために、子どもを規制するのではなく、子どもの潜在能力を引き出していく試みが問われている。CAPは子どもたち自身によって危険予知あるいは危機回避をする能力を開

な効果があるものととらえていく。

今後は職員の資質向上や意識改革の醸成を図りながら、担当職員のみならず、職員個々の能力等を活かして、市民の多様なニーズに対応できるような体制づくりについて検討していきたい。



▲ CAP教育プログラム

発する教育プログラムである。このプログラムは一九八五年に日本に紹介され、このプログラムを推進するスペシャリストの養成が行われた。現在、全国で百二のグループが活動しており、全国の自治体でも導入され始めている。

大阪府では、一九九七年からCAP講習を行う自治体に費用の半額を補助し、学校や幼稚園で実施されている。埼玉県では、昨年より児童・生徒を暴力から身を守るためのプロジェクト事業として、CAPセンタージャパンに啓発事業を委託されている。広島市や黒瀬町でも取り組まれている。

市内でも独自に取り組んでいる学校がある。来年度以降、こうした取り組みをしっかりと位置づけていく必要があると思うがどうか。

答弁：学校教育部長

昨年来、不審者の出没や子どもを狙った犯罪など、全国的に心配な状況がある。本市でも昨年六月に不審者の出没が連続したことから、危険箇所をまとめたポスターや対処法を示したパンフレットを作成するとともに、各学校やPTAを中心とした定期的な巡回を行ってきた。また、郵便局の「子ども一〇番号」や西条警察署と地域が連

携して結成された「わがまちの安全をまもり隊」などの独自の取り組みが進んでいる。

このように市民の力を借りて、子どもたちの安全を守る取り組みを進める一方で、子ども自身が危機を回避したり、防いだりする力を育成することも大変重要なことと考えている。そのため、昨年以来、各学校において、不審者が侵入した場合の避難訓練や通学途中に不審者と遭遇したときの対処方法について、具体的な指導を行っている。

子どもへの暴力防止の取り組みであるCAPは、子どもたちが本来持っている力を引き出すことにより、暴力から身を守ることを基本的な考え方とするプログラムである。四十名を上限に三人程度の指導者が寸劇や話し合いを通じて一時間半程度実施するのが一般的で、本市においては、これまで三ツ城小学校が独自に実施をしている。

現在本市では、子どもたちが危険から身を守る力をつけるため、西条警察署等の御指導をいただいで、全小・中学校で犯罪防止教室を開催している。今後はこの犯罪防止教室を中心に、多様な方法を工夫し、継続的に指導をしていく必要があると考えている。CAPプログラムの活用についても、今後研究していきたい。

学校給食について

質問

学校給食について、ミニセンター化から大規模センター化へ

転換する理由を四つの点から示されている。しかしながら、どれ一つ納得をし、理解ができる

ものではない。また、それを理解するための具体的な数値を含めた説明がない。しっかりとした論理性と具体的な説得で得る数値やデータを示して、この四つの理由について説明していただきたい。

答 弁：学校教育部長

学校給食ミニセンター化計画の見直し理由は、ミニセンター化計画推進上の課題及び問題点として四点ある。

一点目は、計画期間の問題である。ミニセンター化計画では、市内すべての給食センターの整備完了が平成二十八年度となっている。それまでの間、ウェットシステムの調理場で調理を続けることとなる。そのため、学校給食の安全衛生上、一刻も早く全市的に調理場のドライ化を図る必要がある。

二点目は、児童・生徒の急激な増加に対応しなければならなくなったことである。市内中心

森 真理子

生活保護法の理念とその実現について

質問

生活保護制度は、憲法の生存権を具体化した制度であり、国民の生存権を保障する最も権利性の高い制度として位置づけられる。そのため、ケースワーカーによって申請の受理や解釈に相違があつてはならない。

そこで、生活保護制度でいう「能力の活用」とは、どのような意味であり、保護認定を左右

部において、児童・生徒数が予想を上回って増加している。そのため、西条学校給食センターにおいては食数が調理能力を超える見込みであり、平成十九年までに新センターの開設が必要となった。

三点目は、市町村合併を踏まえた対応が必要になったことである。今後の給食センター化計画については、合併を視野に入れていく必要がある。

四点目は、より効率的な学校給食の運営が求められることである。ミニセンターを集約して、大規模給食センターとすることで、さらなる経費の抑制につながるものと考えている。

以上の理由から、給食センターの大規模化が必要と判断している。

その他の質問

○合併問題について

○行政機構のあり方と適正な職員配置について

日本共産党

生活保護法の理念とその実現について

するものなのか伺う。また、生活保護の目的である「自立助長」の自立とはどのような状況を指すのか伺う。本人に保護申請の意思がある場合、すべての申請を受理しているのか伺う。

また、生活保護の変更・停止・廃止を決定する場合、どのような手続をとっているのか伺う。

さらに、一時的に必要ながある

場合に支給される一時扶助については、どのような取り扱いをしているのか。制度を知らないことによる受給漏れという不公平は起きていないのか伺う。多様化する生活上の問題に対し、適切な支援を行わなければならないケースワーカーは、大変重要な役割を担っている。配置基準から見て、本市の配置人数は適切なものか。

答 弁：福祉部長

生活保護は国の法定委任事務で、全国一律の制度である。ケースワーカーの認識の違いにより、取り扱いに差が出ることは許されない。そのため、保護業務に精通した査察指導員がケースワーカーを常時指導し、保護の取り扱いの公平化を図っている。

能力の活用をして、仕事があり、国が定めた最低生活費を上回る収入がある場合には保護にならない場合もある。反対に、仕事がない場合には、ほかに最低生活費用を上回る預貯金などがない限りは、保護申請後、要件が満たされれば保護になると考えられる。ただし、被保護者が健康である場合は、保護開始後、自立支援として就労指導を行い、自立へ向けての援助を行うことになる。

本人に保護申請の意思がある場合は、保護の相談に来られた際、保護の制度について詳細な説明をしている。その中で車や遊休資産の保有は原則として認められないこと、申請をされた場合は、現在の生活状況は無論

のこと、預貯金や加入をしている生命保険等の調査や親族への扶養の問い合わせ等、かなりプライバシーに踏み込んだ調査や聞き取りをさせていただくことになる旨の説明をする。

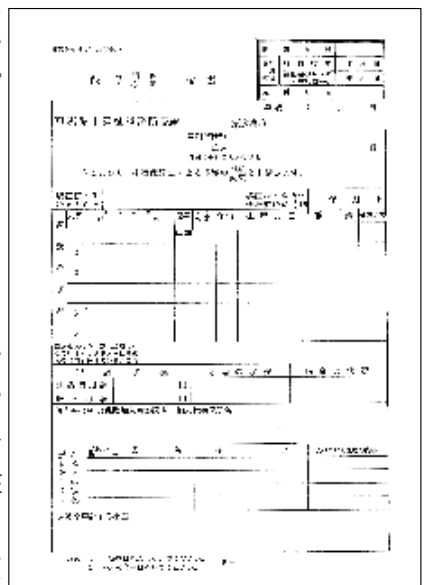
相談者の中には、この段階で保護の申請を取りやめる方もあるが、これらの事情を承知の上で申請の意思が変わらない場合は、人権に最大限配慮しながら、すべての申請を受けるようにしている。

保護の変更・停止の手続きについては、すべて本人と話し合いの上で行っている。

一時扶助については、原則、保護変更申請をしていただいで支給をしている。ケースワーカーは、その世帯の需要を熟知しており、一時扶助の必要性がある場合は、ケースワーカーから支給ができる旨を説明している。また、そのような丁寧な指導ができるように、査察指導員が常にケースワーカーの指導に当たり、不公平のないようにしている。なお、一時扶助のうち、小学校四年生になったときに学童服の費用は申請がなくても支給するが、出産前の一時扶助は必要性を判断して、必要がある場合に支給をしている。

ケースワーカーの役割は多く、充足していないと保護の実務に支障が生じる。本市では、ケースワーカーが四月に一名増員され、現在五名いる。世帯数は四月末現在で三百五十八ヶ戸であり、社会福祉法に定める一ヶ戸一ケースワーカー当たり八十世帯以内という国の基準を満たしている。

この答弁のように適切な対応をしていただきたいが、保護にかかわる多くの相談を受けてきた中では、答弁と多少矛盾している。



生活保護申請書

再質問等
この答弁のように適切な対応をしていただきたいが、保護にかかわる多くの相談を受けてきた中では、答弁と多少矛盾している。

まず、保護申請を受ける前に資産状況や家族構成を聞き取り、その上で申請されることがあった。特にプライバシーにかかわることなので、申請前の調査的な聞き取りはあるべきではないと思うが、本当に行われていなかったと言えるのか。

働いていない、年齢が若い、努力をしていないことで保護申請書を渡してもらえないことがあり、申請する意思はあるが申請できないことがあった。能力を活用しているかどうかの判断は、仕事を持つていないことや、年齢が若いのに働いていないことだけで行うべきではない。働く意欲があつても仕事がない、また子どもや介護を必要とする家族を抱えているために仕事ができないことで能力を活用して

答 弁：福祉部長

所得の調査、預貯金調査、生命保険の加入状況調査は、申請書を受けてからでないと手続的にもできない。ただ、保護申請の相談の段階で、申請をされたら扶養照会を行うことについては説明している。これは申請後にはプライバシーに深く立ち入り、また遊休資産を処分していただく必要があるため、本人が納得した上で、申請していただ

いないとみる発言もあつた。これについては、誤った対応だと考えるのか。

行政視察の報告

くためである。納得の上で申請の意思がある場合に申請を受け付けなかったということはないと承知している。
生活保護は、現在の生活状況に基づいて必要があるかどうか調査をし、必要があれば開始す

る。保護を開始した後に、自立支援のために就労能力があれば就職活動の支援をしている。年齢が若いことや就労する意欲がないことだけで申請書を渡さないという取り扱いは、少なくとも現在はしていない。介護をし

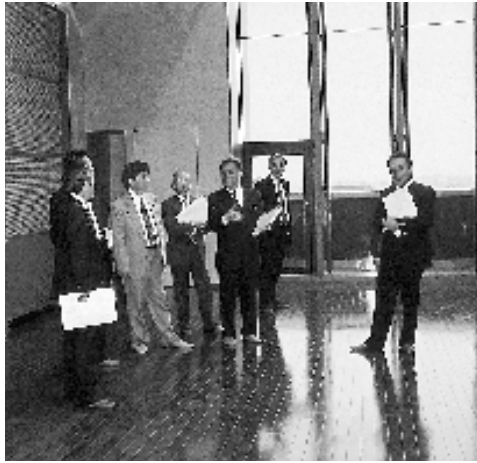
ている場合には実際に就労ができないので、そのこと自体をもつて能力の活用が不十分であるという判断はしていない。実際に就労できないのであれば、能力の活用をすることができないので、生活ができない状況で

あれば保護の対象になると考えている。過去の取り扱いについては、調査をしてみたい。
本来、支給されるべき一時扶助費を支給しなかった場合の対応としては、さかのぼっての支給が適当かどうかを含めて検討

させていただきたい。
保護の受給申請も申請主義であり、保護受給の辞退届についてもそのまま受け付けて保護の廃止手続きをとっている。また、国や県も、辞退届を受け付けた段階で生活状況等の調査をする

必要性はないとの見解を示している。
その他の質問
○子育て支援としての乳幼児医療費助成制度といきいき子どもクラブについて

総務委員会行政視察報告



日時／五月十一日～十三日
視察地／山形県酒田市、岩手県盛岡市
山形県酒田市では、最新鋭の機能を誇る多目的ホールとして改築された「市民会館の建設」につ

いて、岩手県盛岡市では、公共交通機関であるバスの利用を促進する「オムニバスタウン計画」、「市町村合併に係る条例、予算等の議案審査の方法及び合併後の新市の状況等」について調査を行った。これら、視察を行った事項に関しては、本市においても参考とすべき点が多く、今後のまちづくりに反映していけるよう努力していきたいと考えている。

文教厚生委員会行政視察報告



日時／五月二十四日～二十六日
視察地／石川県金沢市、新潟県長岡市、東京都江戸川区
石川県金沢市では、「二学期制」、「金沢市民芸術村」について、新潟県長岡市では、「福祉総合相談窓口」、「高齢者総合ケアセンターこぶし園の地域分散型サテライトケア・サポートセンター構

想など」について、東京都江戸川区では、子ども居場所づくりを目的とした「すくすくスクール事業」について調査を行った。これら視察を行った事業を参考として、本市の施策に活かしていきたいと考えている。

市民経済委員会行政視察報告



日時／七月六日～八日
視察地／山形県長井市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市
山形県長井市では、生ごみを堆肥化し農地に還元する地域循環システムを構築する「レインボープラン」について、栃木県宇都宮市では、「宇都宮市農林公園」について、群馬県桐生市では、産学官連携による新産業創出を目指す「産業活性化推進」について調査を行った。

今回、視察を行った事業については、これからの参考とし、本市での今後の施策、事業に反映していけるように努力していきたいと考えている。

建設委員会行政視察報告



日時／七月二十七日～二十九日
視察地／青森県八戸市、福島県福島市、宮城県塩竈市
青森県八戸市では、「八戸駅舎及び東西自由通路駅前駐車場連絡通路」について、福島県福島市では、「自転車利用環境総合整備事業」、「福島都心地区コミュニティ・ゾーン形成事業」について、宮城県塩竈市では、「都市再生・塩竈ウェネツィア計画」、「北浜沢乙線景観整備」について、調査を行った。

今回視察を行った事業については、本市のまちづくりに反映していけるよう努力していきたい。

みんなのごとが決まりました

皆さんから出された陳情

陳情 受理状況

- ▽東広島運動公園野球場建設予算案を承認しないことを求める陳情書
- ▽一市五町における遺族会の現状と「新しい市」に対する具体的要望事項の陳情書
- ▽義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要請
- ▽国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情書
- ▽緊急地域雇用創出特別交付金の継続、改善を求める意見書採択についての陳情
- ▽小泉首相靖國神社参拝訴訟福岡地裁判決に関する要請

第2回定例会で可決した案件

議案	20件
承認案	8件
諮問案	1件
同意案	2件
議員提出議案	3件

総務委員会付託案件

○賀茂広域行政組合規約の変更
賀茂広域行政組合の解散に伴う事務の承継等の手続きに関し必要な事項を定めるため、同組合の規約を変更するもの。

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額等を引き下げるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

○非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げるもの。

○税条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴い、平成十八年度の個人の市民税の課税から老年者控除を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

反対討論(要旨)
老年者控除の廃止により、これまで課税されていた人にならなくなった人が平均二万円が課税される。その人数は約二千八百人と多い。老人医療費の負担増に加えて新たな負担が増えることで、さらに生活が追い詰められていく状況にある。

文教厚生委員会付託案件

○乳幼児医療費支給条例の一部改正

広島県が行う乳幼児医療費助成制度の改正に合わせて、通院に係る乳幼児医療費の支給対象となる乳幼児の範囲を平成十六年十月一日から「〇歳から六歳までの就学前の乳幼児」に拡大するとともに、乳幼児医療費について、限度を定めて医療機関等ごとに一日につき五百円の一部負担金を受給者が支払う制度を新設するもの。

反対討論(要旨)
合計特殊出生率が一・二九と少子化は国全体の重大な問題である。乳幼児医療費助成制度は子どもを安心して育てていくために必要な基礎的な制度である。

対象年齢の拡大を反対するものではないが、今回の改正による個人負担は軽くない。本当に苦しむ家庭の状況を理解していない。〇歳から二歳児には医療費がより多くかかることを把握せず、医療について十分に考えているのか疑問である。

入院については、半年前に六歳児まで無料化したのが、今回の改正で市の負担を軽減させ、子育て家庭の負担を求めることになる。制度全体では前進しているとしても、これまで無料であった医療費の一部負担金を求めることに、子育てをする市民の理解は得がたい。

県内では人口比率で約七割以上の自治体が、県の制度とは異なる制度とする方針の中で、個人負担金を導入することは、福祉のまち、伸びゆくまちとしてのあり様とは考えられない。これから子どもを産む若い世代に住んでいただくために対象年齢の拡大を多少先送りしてでも、より良い制度にしていきたい。

賛成討論(要旨)

今回の改正は、受益と負担の関係を直直し、助成制度を安定的で持続可能な制度とするため、県の助成制度に準じて行うものである。制度改正全体では、通院対象年齢の拡大により受給者の利益となる場合が多いと言える。また、子育て支援は、総合的な対策が必要である。本年度策定する次世代育成支援行動計画を実行していくことによって、全体的に充実させていく取り組みに期待したい。また、今回の改正を見送った場合、十月一日からの実施ができず、三

歳から六歳までの通院受給者の不利益となるおそれがある。さらに、合併関係五町においても、同様の改正案が既に可決または可決予定と聞く。各町との信頼関係の保持という観点からも、改正案は可決すべきである。

市長は、今後の対応については次世代育成支援行動計画の中で十分検討すると答弁された。これは市長の子育て支援に対する積極的な姿勢の表れであると考えられる。県内の状況等も参考に総合的な検討をしていただくようお願いする。

地方の時代、本市の特徴を出して、後退する部分がないようにしていただきたい。また、合計特殊出生率が一・二九であることを重く受けとめ、子育て支援に力を入れるよう強くお願いする。

乳幼児医療費を無料化することが一番望ましいが、福山や呉では県の方針を受け入れながら年齢対象を拡大されているので、県の意向を受け入れながら前向きに考えていただきたいことをつけ加える。

○老人医療費助成条例の一部改正

広島県が行う老人医療費助成制度が平成二十一年九月三十日をもって廃止されることに合わせて、老人医療費助成条例の有効期限を同日までとするとともに、所要の規定の整備を行うもの。

反対討論(要旨)

年金が切り下げられ、国保税や介護保険料が引き上げられる中で、老人医療費の負担が増えている。こうした中で、老人医療費の助成制度を廃止することは、高齢者に大きな負担をかけることになる。

『市民経済委員会付託案件』

○町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定

住居表示を実施するため、平成十六年九月二十七日から、西条町大字土与丸及び大字吉行の一部の区域内の町及び字の区域を廃止し、西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目及び西条土与丸六丁目の町の区域を新たに設定するもの。

『建設委員会付託案件』

○訴えの提起

市営伽藍住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○訴えの提起

市営向原住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○訴えの提起

市営新向原住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○市道の路線の廃止

市道の改良工事の完成及び市道の路線の見直しにより、路線の起点及び終点の変更を行う必要が生じた三路線をいったん廃止するもの。

○市道の路線の認定

一般交通の用に供するため、住宅団内道路の六路線、並びに市道の改良工事の完成及び市道の路線の見直しによりいったん廃止した三路線を市道として認定するもの。

○請負契約の締結

公共下水道事業吉川二号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。
契約金額 五億六九五万円
契約の相手方 大本・上垣特定建設工事共同企業体

○請負契約の締結

公共下水道事業吉川二号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。
契約金額 八億三六八五万円
契約の相手方 戸田建設・増岡組特定建設工事共同企業体

○請負契約の締結

公共下水道事業飯田一号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。
契約金額 二億五二七五五千元
契約の相手方 株式会社伏光組東広島出張所

○委託契約の締結

公共下水道東広島浄化センター建設工事の委託契約を締結するもの。
契約金額 十七億五〇〇万円
契約の相手方 日本下水道事業団

『合併に関する調査特別委員会付託案件』

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合
○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議

合併に関する調査特別委員長報告(要旨)

これら四議案は、今定例会初日の六月十四日に本委員会に付託となり、二十五日の委員会において、執行部から詳細な説明を受ける中で、慎重に審査を進めた。

東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合については、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を廃し、その区域を東広島市に編入することを広島県知事に申請するものである。なお、廃置分合の年月日は、平成十七年二月七日である。

一市五町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴う財産処分について、五町と協議するものである。協議の内容は、五町の財産を、すべて本市に帰属させるものである。

一市五町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴う経過措置について、五町と協議するものである。協議の内容は、議会の議員の定数及び選挙区について、東広島市議会議員の定数を、現在の東広島市議会議員の残任期間である平成十九年四月二十六日までの間に限り四十三人とし、五町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区において選挙すべき定数を、黒瀬町六人、福富町一人、豊栄町一人、河内町二人、安芸津町三人とするものである。また、農業委員会の委員の定数及び任期について、五町の農業委員会の選挙による委員で本市の選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を、黒瀬町四人、福富町二人、豊栄町三人、河内町三人、安芸津町三人とし、現在の東広島市農業委員会の委員の残任期間である平成十七年五月三十一日までの間、本市の農業委員会の委員として引き続き在任するものである。

一市五町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴い、地域審議会の設置について、五町と協議するものである。協議の内容は、五町の区域ごとに、平成十七年二月七日から平成二十七年三月三十一日までの

間、地域審議会を設置し、その所掌事務は市長の諮問に対する答申及び意見具申とし、委員の人数を十五人以上、委員の任期を二年、委員の報酬を特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例に定める日額とするなどである。

討論においては、すべての案件について、「今回の合併は国の財政的な事情による押し付けである」、「憲法の大原則である主権在民に基づき住民投票で判断を仰ぐべきである」、「合併した場合としなかった場合の十分な比較検討がされていない」、「新市建設計画に基づく財政推計について合併後十六年以降に影響が出てくるのに検討されていない」などの反対討論があった。

加えて、廃置分合については、「新市建設計画について、状況の変化に対応しながら課題事項を適切に盛り込む作業がされていない」、「行政を担う組織機構をどのように配置していくのか、特に支所機能の位置づけについて骨格が示されていない」などの反対討論があった。

また、地域審議会の設置については、「新市建設計画を含め合併後の新市のあり方を本質的に協議する場合は市議会だ。地域の声を汲み上げる行政区域長制度もある。その制度の上になぜ地域審議会が必要なのか。地域住民の不満そのものを増幅しかねない」という反対討論があった。

一方、廃置分合については、「行財政制度に精通した行政が取り組み、議会も議論してきた。一市五町がこれだけの事業に取り組んで地方の時代にしようとしている」、「合併特例債や各町の借入金を含めると莫大な金額になるが、有効的な事業を行っていただきたい」、「現在の市民の不利益が生じないよう、市の基準を基に明確な指揮命令系統の下、事業の調整、執行管理に努めていただきたい」などの賛成討論があった。

採決の結果、いずれも賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

反対討論(要旨)

廃置分合に関連してすべての案件について、既に事業着手の予定がある重要な案件が新市建設計画に盛り込まれていない。計画を遂行して

いく新市の組織機構が示されていない。今回の合併は国が地方自治体を財政的に追い込んだことによるものだ。憲法の保障する住民投票により住民の意思が確認されていない。地域経済への影響など合併しなかった場合との十分な比較検討がされていない。地方交付税が減額され厳しい財政運営が予測される合併後十六年目以降の財政推計について検討されていない。

地域審議会の設置について、新市建設計画の執行状況や変更について協議する場合は市議会だ。市民の意見を反映する行政区長制度もある。行政も議会も一体となって新市をつくっていくためには、旧町別に地域審議会を設置して意見を聞く必要はない。

『即決された案件』

○専決処分の承認 請負契約の締結

平成十五年度街路整備事業西条中央巡回線道路改良工事(二工区)の請負契約を締結するもの。

契約金額 一億八一六五万円
契約の相手方 株式会社平岡建設

○専決処分の承認 税条例の一部改正

地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、個人の市民税の均等割について、税額を二千五百円から三千円に引き上げ、納税義務のある夫と生計同一の妻に対する非課税措置の廃止を行うとともに、非課税限度額の算定について、控除対象扶養親族等がある場合に加算する額の引き下げなどを行うもの。

反対討論(要旨)

改正により課税対象者が増え、低所得者も課税対象になる。さらに負担を求めることは、景気回復を一層遅らせることにつながる。消費者の懐を温める施策を行うべき時期に市民税額を引き上げるべきではない。

○専決処分の承認

都市計画税条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、条例において引用している地方税法の条項等を整備するもの。

○専決処分の承認

国民健康保険税条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税の特例に関する規定について所要の規定の整備を行うもの。

○専決処分の承認

平成十五年度一般会計補正予算(第六号)

増額 一億四七〇六万八千円
総額 三億二億四〇五万六千三百円
地方債の追加発行や財源更正などによるもの。

○専決処分の承認

平成十六年度西条第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

増額 四六九八万一千円
総額 四億二〇五万三千円
前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用するもの。

○専決処分の承認

平成十六年度東広島駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

増額 二二二万二千元
総額 六億三八八万七千九百円
前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用するもの。

○専決処分の承認

平成十六年度老人保健特別会計補正予算(第一号)

増額 一億二六八二万七千円
総額 八九億四三三万六千円

前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用すること等によるもの。

○人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

東広島市八本松町大字原六九五番地の二 隠善 博孝

○公平委員会委員の選任の同意

広島市佐伯区三筋二丁目七番四二号 大原憲太郎

○教育委員会委員の任命の同意

東広島市高屋町大字杵原一五六番地の一 島崎 耕次

議員提出議案

可決

○義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出(要旨)

地方自治体が財政状況に左右されることなく自主性を発揮し、特色ある教育を推進するため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう求める意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府に提出するもの。

○議員派遣

地方自治法第百条第十二項及び会議規則第百五十六条の規定により、姉妹都市訪問、全国市議会議長会欧州都市行政視察、全国都市問題会議、市町村議会議員特別セミナーに議員を派遣するもの。

○地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出(要旨)

住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革となるよう、地方の実情等を十分踏まえ、地方交付税制度の堅持と総額確保、基幹税となる税源移譲の早期実現、地方への負担軽減なき国庫補助負担金の廃止・縮減などを

要望する意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府及び国会に提出するもの。

『新しい副議長』

平成十六年第二回定例会において、村主武彦副議長の辞職が許可され、副議長選挙の結果、上田 廣議員が副議長に当選されました。

第二十六代副議長

上田 廣



永年在職議員の表彰

- 中国市議会議長会表彰
議員在職十二年以上 鷲見 侑
- 正副議長在職六年以上 木原 亮二
- 全国市議会議長会表彰
議員在職二十五年以上 木原 亮二

「市議会だより」に関するアンケート調査について

本市議会では、七月から八月にかけて無作為に抽出した一、〇〇〇人の方を対象に「市議会だより」に関するアンケート調査を行いました。調査の目的は、「市議会だより」をより充実したものにすることです。調査に御協力いただき、お礼申し上げます。

現在、調査票の取りまとめを行っています。皆様の御意見を参考にし、より充実した「市議会だより」の編集に向けて検討をしていきますので、今後も御意見等がありましたらお寄せください。御協力をお願いします。

議会のうごき

5・11	総務委員会行政視察（～13日）	山形県酒田市	第一委員会	第一委員会
5・14	文教厚生委員会	岩手県盛岡市	第二委員会	第二委員会
〃	合併に関する調査特別委員会		第一委員会	第一委員会
〃	北海道北見市議会来市		第二委員会	第二委員会
5・20	全員協議会		第一委員会	第一委員会
〃	会派会長会議		第二委員会	第二委員会
5・24	市民経済委員会	石川県金沢市	第一委員会	第一委員会
〃	文教厚生委員会行政視察（～26日）	新潟県長岡市	第一委員会	第一委員会
5・25	大阪府東大阪市議会来市	東京都江戸川区	第一委員会	第一委員会
6・4	総務委員会		〃	〃
6・7	文教厚生委員会		〃	〃
6・8	建設委員会		〃	〃
6・9	市民経済委員会		〃	〃
6・10	合併に関する調査特別委員会		〃	〃
〃	議会運営委員会		〃	〃
6・14	平成16年第2回定例会（1日目）	議場	第一委員会	第一委員会
〃	全員協議会	第二委員会	第二委員会	第二委員会
〃	会派会長会議	議場	〃	〃
6・16	平成16年第2回定例会（2日目）	〃	〃	〃
6・17	平成16年第2回定例会（3日目）	〃	〃	〃
6・18	平成16年第2回定例会（4日目）	〃	〃	〃
〃	総務委員会	第一委員会	第一委員会	第一委員会
6・21	建設委員会	〃	〃	〃
6・22	市民経済委員会	〃	〃	〃
6・23	文教厚生委員会	〃	〃	〃
6・24	総務委員会	〃	〃	〃
6・25	合併に関する調査特別委員会	〃	〃	〃
6・28	議会展報委員会	第二委員会	第二委員会	第二委員会
〃	議会運営委員会	第一委員会	第一委員会	第一委員会
〃	平成16年第2回定例会（5日目）	議場	〃	〃
6・30	議会展報委員会	第二委員会	第二委員会	第二委員会
7・5	議会展報委員会	第一委員会	第一委員会	第一委員会
7・6	市民経済委員会行政視察（～8日）	山形県長井市	第一委員会	第一委員会
7・7	愛知県岡崎市議会来市	栃木県宇都宮市	第二委員会	第二委員会
7・9	総務委員会	群馬県桐生市	第一委員会	第一委員会
7・15	文教厚生委員会	第一委員会	第一委員会	第一委員会
7・16	全員協議会	〃	〃	〃
〃	議会運営委員会	第二委員会	第二委員会	第二委員会
7・27	文教厚生委員会	第一委員会	第一委員会	第一委員会
〃	建設委員会行政視察（～29日）	青森県八戸市	第一委員会	第一委員会
7・28	兵庫県三田市議会来市	福島県福島市	第一委員会	第一委員会
7・30	議会運営委員会	〃	〃	〃
8・2	議会展報委員会	〃	〃	〃

議会豆知識

議決

議決とは、採決の結果得られた議会の意思決定のことをいいます。この議決の対象となる事項、事柄のことを議決事件といいます。議決事件には、主に次のものがあります。

- ① 条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定、市町村の配置分合の申請などの地方自治法に定める事件など、その団体の意思決定としての効果をもつもの。
- ② 意見書の提出など議会という議事機関の決定としての効果をもつもの。
- ③ 種類や金額などの基準に応じて契約を締結することなど、長が事前に議会の議決を得ることとされているもの。

このような法令に根拠のある議決事件を議決すると、法的効果を生じます。

平和・非核兵器 都市宣言 人権尊重都市宣言 東広島市

■本会議を傍聴 してみませんか■

次回の定例会は9月13日に開会される予定です。

議会の本会議は原則として公開されており、だれでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議開会日の当日、議会事務局で傍聴券を受け取り入場してください。席は42席あります。また、エレベーターが設置されているので、車いすのまま傍聴できます。席は2席あります。

なお、傍聴にあたり手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の3日前までに申し込みをしてください。

日程など詳しい内容は、議会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ／市議会事務局 ☎ 420-0966
Fax 424-9465

編集後記

平成十六年第二回定例会が六月十四日に始まり、二十八日に終了しました。

この議会には、合併に関する四議案を含めて三十四議案が提案され、議決されました。

本市は、今年四月二十日で市制施行三十年になり、節目の年でございます。このような時、政府の掛け声で始まった平成の大合併も五月二十一日に関係一市五町が、藤田広島県知事を来賓として迎えて調印式を終えることが出来ました。その最後の詰めである合併に関する四議案も関係六機関で議決され、本当に来年の二月七日に合併が実現する運びとなったことは喜ばしいことだと私は思っています。

定例会が終わって発行する市議会だよりは、多くの誌面を代表質問や一般質問に当てております。私達議員は、市民の皆様への代表として、市民生活に関係する課題について質問をしております。この質問の内容が市民の皆様から浮き上がったものにならないよう、心がけています。その答弁もパフォーマンスであってはいけませんし、その答弁は今後の市政執行の指針となるものであり、少しでも多くの市民の皆様に関心を持っていただきたいと思っています。

そこで、市議会では、会報委員会を中心となり、市議会だよりを読みやすく充実したものにすため、市民の皆様アンケートをお願ひし、それを分析し誌面に反映させて、皆様のご期待に沿うよう努力しております。

石井康隆